

三重県犯罪被害者等支援推進計画

年次報告書

(令和5年度)

令和6年10月

三重県



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョット」ちゃん

目次

1. はじめに……………P 1
2. 推進計画の概要……………P 1
3. 令和5年度の主な犯罪被害者等支援施策の実施状況…P 5
 - (1)犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援……………P5
 - A 相談及び情報の提供……………P5
 - B 被害の早期回復・軽減のための支援……………P11
 - C 生活再建に対する支援……………P16
 - (2)犯罪被害者等を支える社会の形成の促進……………P16
 - A 総合的な支援体制の整備……………P16
 - B 犯罪被害者等への理解の促進……………P23
4. 犯罪被害者等支援施策実施概要……………P 29
5. 数値目標の進捗状況……………P 39
6. 令和5年度の実施結果の評価、残された課題……………P 40
7. 令和6年度の実施の方向性……………P 43
8. 別添資料……………P 46

1. はじめに

県内の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに年々減少を続けていましたが、令和4年、令和5年と2年連続して増加しています。また、殺人等の凶悪犯罪や悲惨な交通事故は、未だなくなっておりません。

県が平成30年に県内の犯罪被害者等を対象に実施した実態調査では、犯罪被害者等は、犯罪等そのものによる直接的な被害だけではなく、その後も心身の不調や経済的負担の増加、さらには周囲の理解不足による言動等からの二次被害にも苦しめられていることがわかりました。

県では、こうした現状を踏まえ、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に平成31年3月「三重県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定し、令和元年12月同条例に基づき、多岐にわたる犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。

本書は、令和5年度中の県関係部局（警察本部、教育委員会を含む）による犯罪被害者等支援施策の実施状況を取りまとめ、各施策の現状及び今後の方向性を確認することにより、推進計画の進捗状況を管理するとともに、県における犯罪被害者等支援施策の一層の進展を図るものです。

2. 推進計画の概要

（1）計画の期間（第一期）

令和2年度から令和5年度まで

（2）基本方針

条例第3条の基本理念に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の3つの基本方針を掲げています。

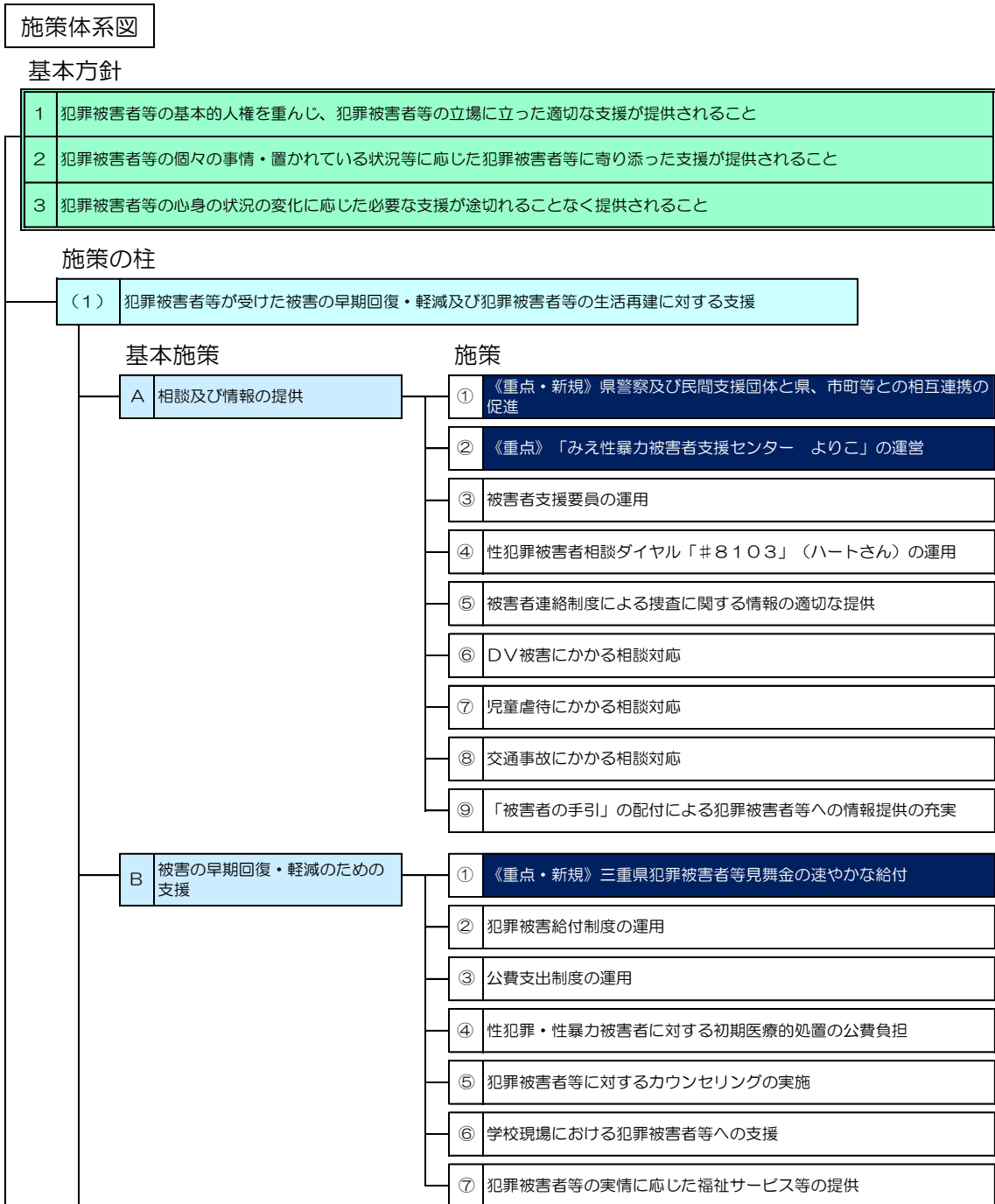
① 犯罪被害者等の基本的人権を重んじ、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること

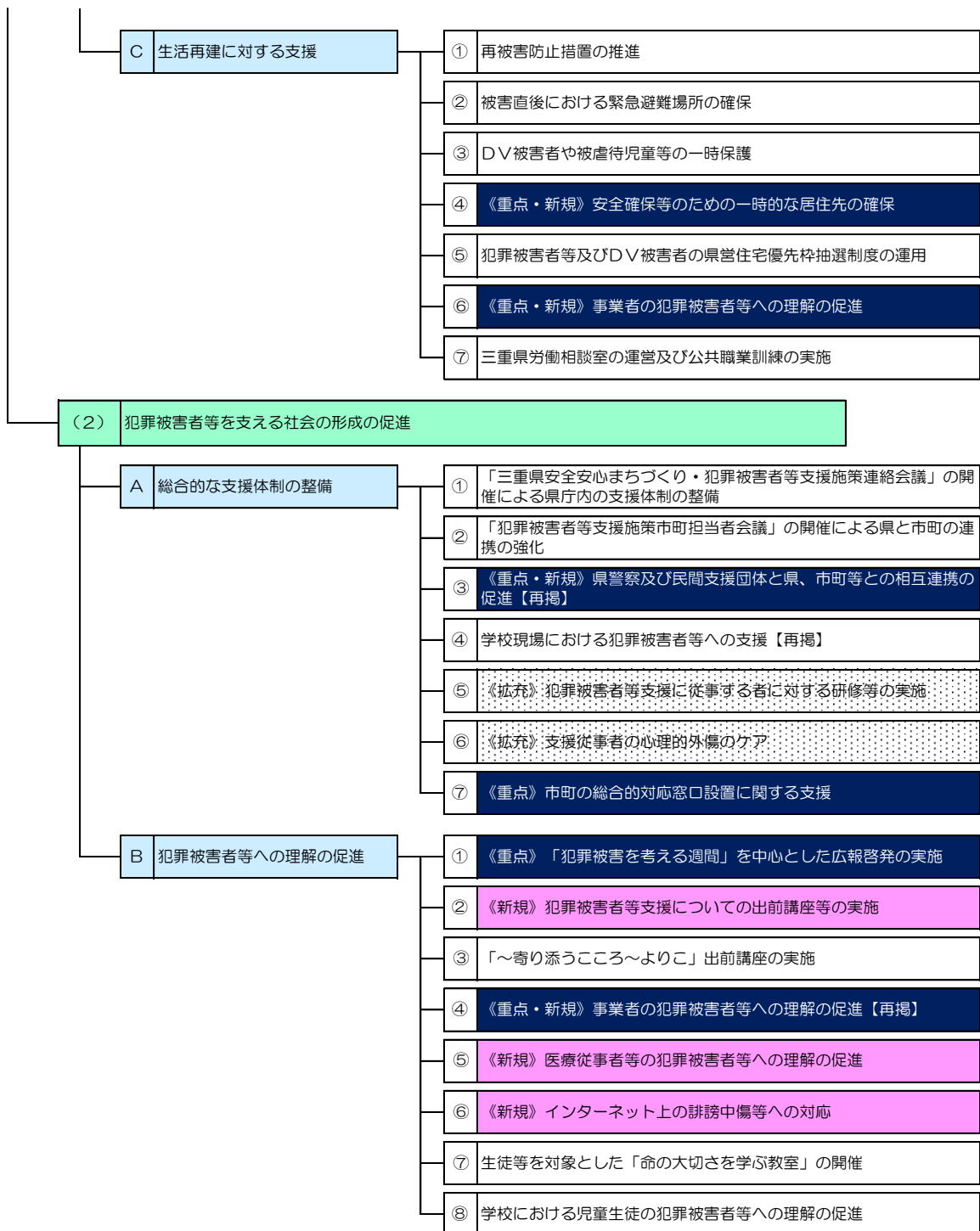
② 犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況等に応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されること

③ 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されること

(3) 具体的施策の体系

具体的施策の体系は、条例第1条の目的に基づき、「犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援」、「犯罪被害者等を支える社会の形成の促進」の2つを「施策の柱」とし、それぞれの「施策の柱」を条例に沿って複数の「基本施策」に細分化しました。「基本施策」の下に各「施策」を整理しました。





※条例制定により取組の始まった施策は「新規」、これまでの取組を拡充するものは「拡充」、注力して取り組む施策は「重点」と表記しています。

(4) 進捗管理

推進計画では、年度ごとに各施策の実施状況を取りまとめ、有識者等会議である「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」における意見聴取等により、進捗状況の点検、施策の改善を図ることとしています。

また、以下の数値目標を設け、犯罪被害者等支援施策の取組の進捗を客観的に判断することとしています。

目標項目	令和5年度 の数値	目標値 (令和5年度)	対応する基本施策
① 犯罪被害者等支援 施策集作成市町数	21 市町	29 市町	・ 相談及び情報の提供 ・ 被害の早期回復・軽減の ための支援 ・ 生活再建に対する支援 ・ 総合的な支援体制の整備
② 「(公社)みえ犯罪 被害者総合支援セ ンター」の認知度	8.7%	30.0%	・ 相談及び情報の提供 ・ 犯罪被害者等への理解の 促進
③ 「みえ性暴力被害 者支援センター よりこ」の認知度	9.5%	30.0%	・ 相談及び情報の提供 ・ 犯罪被害者等への理解の 促進

3. 令和5年度の主な犯罪被害者等支援施策の実施状況

令和5年度における主な施策の実施状況を推進計画の施策体系に沿ってまとめました。全施策の実施状況は、29ページから38ページに掲載しています。

(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

A 相談及び情報の提供

条例第15条 相談及び情報の提供

第18条 損害賠償請求に関する支援

① 《重点施策》県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進

i 「コーディネーター」の配置

犯罪被害者等の心情に寄り添った途切れることのない支援を行うため、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに、総合的な支援体制の整備等に従事する「コーディネーター」を配置しました。

関係機関・団体間の相互連携の促進を図るため、県が実施する、市町等行政機関の職員や民間の支援ボランティア等に対する研修会において、コーディネーターが講話等を実施し、犯罪被害者等支援従事者を育成しました。

ii 「犯罪被害者等支援」ブロック別勉強会・意見交換会の開催

県内を3ブロックに分けて、県、市町、警察、関係機関・団体が参加する勉強会・意見交換会を開催しました。

三重県、三重県警察本部、みえ犯罪被害者総合支援センターの3者が中心となり開催し、市町の担当者とその市町を管轄する警察署の担当者を中心に、法テラス三重地方事務所、津地方検察庁、三重刑務所、海上保安庁が参加し、殺人事例を素材として、各主体の対応についてのケーススタディなどをしました。

各担当者の対応能力の向上だけでなく、担当者同士顔の見える関係の構築を図りました。

【開催結果概要】

	ブロック	実施日	参加市町	参加者
1	北勢	9月27日	桑名市、四日市市、東員町、朝日町、川越町、菰野町、鈴鹿市、亀山市	17名
2	中勢	10月4日	津市、松阪市、明和町、名張市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町	25名
3	南勢	10月17日	熊野市、御浜町、紀宝町、紀北町、大台町	19名

【ブロック別意見交換会の状況 左：中勢ブロック 右：南勢ブロック】



② 《重点施策》「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営

i 相談受理状況

「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」への令和5年度の相談件数は497件となり、前年より161件減少しました。

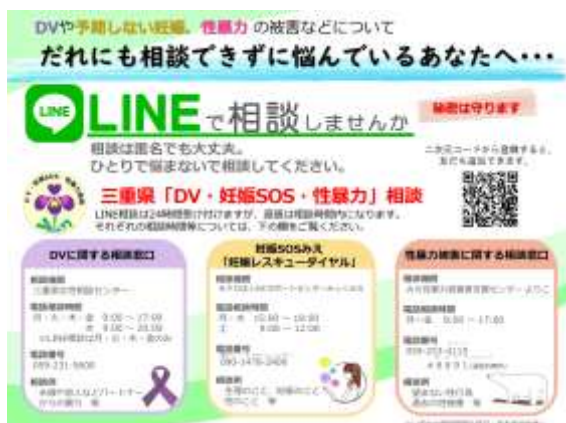
なお、相談方法では電話相談が254件（前年度315件、前年比-61件）と最多となっています。

また、令和2年6月1日から開始した「DV被害者支援」、「妊娠SOS」、「性暴力被害者支援」の3分野合同のSNS相談について、「性暴力被害」に関する相談件数は160件（前年度220件、前年比-60件）で、3分野では唯一減少しました。

被害者の潜在化を防ぐため、3分野合同のSNS相談窓口周知広報ステッカーを作成し、県内全てのコンビニエンスストアに対して配布しました。

【3分野合同SNS相談実績】

相談機関	相談件数（前年度比）
D V	190件（+94件）
妊娠SOS	633件（+46件）
性暴力	160件（-60件）
合計	983件（+80件）



【三重県 DV・妊娠 SOS・性暴力相談 広報用ステッカー】(別添1参照)

ii 相談対応の24時間365日化

令和3年10月1日から、国が同日に設置した「夜間休日対応コールセンター」と連携するとともに、当県の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「よりこ」の相談対応時間を平日1時間延長（平日10時から17時まで→平日9時から17時まで）したことにより、相談者の利便性の向上を図りました。

※内閣府設置の「夜間休日対応コールセンター」の概要

国のコールセンターは令和3年10月1日（金）に開設され、平日17時～翌日10時、土日祝、年末年始に運営されています。

夜間休日にコールセンターで受け付けた相談について、緊急性が高い場合は、「よりこ」に連絡が入り、急性期に必要な医療支援（緊急避妊など）等の対応が引き継がれ、緊急性の低い相談については、翌営業日に引き継がれます。

iii 高校生に対する「よりこ」の周知及び性暴力被害防止啓発

若年層の性犯罪・性暴力被害の潜在化を防止するため、高校生向けの「よりこ」広報チラシ及び性暴力被害防止啓発用ノベルティを教育委員会と連携して県内全ての高等学校及び特別支援学校（高等部）に配布しました。

「よりこ」広報チラシは、誰にも相談できずにいる性暴力被害者や、性暴力に関する相談を生徒等から打ち明けられた際の対応に不安を感じている学校職員等に活用してもらうことを目的としています。

一方、性暴力被害防止啓発用ノベルティは、成人年齢の18歳への引下げをふまえ、今後、自ら判断して契約などを行うこととなる高校3年生の生徒向けに、インターネットを経由して若年層が性被害に遭いやすい事例やAV出演被害防止・救済法を知ってもらうことを目的としています。

これらを通じて、支援を必要としている被害者が安心して相談ができ、一人でも多くの支援に繋がるよう、生徒に対して配布してもらうとともに、性暴力の被害に苦しんでいる生徒や保護者の方へ必要に応じて「よりこ」を案内してもらう等の活用を図りました。(別添2、3、4参照)

【「よりこ」啓発チラシ】(別添2参照)

～表面～

～裏面～



【「よりこ」啓発シール】(別添3参照)

【性暴力被害防止啓発用ノベルティ】(別添4参照)

～表面～

～裏面～



iv 小学生及びその保護者に対する「よりこ」の周知啓発

性犯罪・性暴力を社会から根絶するためには、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないための教育と啓発を、小学校低学年から繰り返し行っていくことが重要となります。

小学校の低学年児童とその保護者に「プライベートゾーン（自分だけの大切な身体の部分）」についての基礎的な知識を学んでもらうとともに、「よりこ」の支援内容を周知するため、啓発チラシを作成し県内の全ての小学校へ配布しました。児童や保護者に配布してもらうほか、学習教材として利用してもらう等の活用を図りました。（別添5参照）

【小学生向けよりこチラシ】（別添5参照）

（見開きA4サイズ）

（四つ折りA6サイズ）

～左頁 児童用～ ～右頁 保護者用～

～表～

～裏～



v SNSを活用した「よりこ」セグメント広告の実施

誰にも相談できず悩み苦む性犯罪・性暴力被害者を1人でも多く「よりこ」の相談支援につなげるためには、より多くの方に相談先である「よりこ」について知ってもらう必要があります。

そのため、令和5年度はSNS4媒体（YouTube、TikTok、Instagram、X（旧Twitter））向けのよりこ啓発動画を作成し、各媒体において13歳から24歳までの県内に在住する女性を配信対象としたセグメント広告を実施しました。



【SNSを活用した「よりこ」セグメント広告（動画）】

vi SANE養成

誰にも相談できずにいる被害者を一人でも多く適切な支援に繋ぐために「よりこ」の支援体制の充実が求められています。

そのため、令和3年度に性暴力被害者に寄り添うことができる看護職の募集を行ったところ、県内の医療機関から推薦された3名の看護師は、性暴力被害者支援看護職（SANE：Sexual Assault Nurse Examiner）の養成プログラムを受講しました。

そして、3名の受講者に加え、既にプログラムを受講済みの大学職員を「三重県性暴力被害者医療的支援推進員」として委嘱し、「よりこ」と連携した活動を行える体制を整えました。

令和5年度は、委嘱を受けたSANEが自身の所属する病院の職員に対し、性暴力被害者のケアについて理解を深めてもらうためのチラシの作成を行いました。

※ SANEとは…

心身に傷を負った性暴力の被害者に適切なケアを提供するための訓練を受けた、女性の看護師・助産師・保健師です。

健康障害の背後にある暴力被害の可能性に気づき、適切に対応することができます。

警察や医師、相談員等と連携・協力して働くことで二次被害を防いだり軽減することができます。

迅速で適切なケアにより、被害者の回復を早めることに貢献できます。

被害者の意思に応じて、告訴など法的手続きに備え、本人に説明し同意を得ながら証拠を採取し、記録を残します。

（特定非営利活動法人 女性の安全と健康のための支援教育センター作成のリーフレットより引用）



【「SANE」チラシ】
（別添6参照）

番外 損害賠償請求に関する支援

三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金制度の制定

犯罪被害者等が加害者に賠償を求め、裁判等で損害賠償命令が確定しても、加害者に資産がない等の理由で支払いを受けられず、さらに時効のため加害者への請求権を失ってしまうことが問題となっています。

そこで、三重県では、時効による加害者への損害賠償請求権の消滅を防ぐため、時効更新手続きに要する費用の一部を補助し、経済的負担を軽減するための三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金制度の制定に取り組みました。令和6年4月1日から施行を開始しています。

	対象費用
①	裁判所に対して支払う手数料等
②	委任した弁護士に対して支払う費用

B 被害の早期回復・軽減のための支援

条例第16条 経済的負担の軽減

第17条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

① 《重点施策》 三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな給付

i 見舞金の支給

犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、犯罪被害者のご遺族又は犯罪被害により重傷病を負った若しくは精神療養が必要となった犯罪被害者ご本人に見舞金を給付しました。

令和5年度は、合計7件、215万円の見舞金の給付を行いました。

申請手続きの援助をみえ犯罪被害者総合支援センターへ委託して、被害者の負担軽減を図るとともに、出来るだけ迅速に給付するため、申請受理から支給までを約3週間とする目標で手続を進め、速やかな給付を行いました。

【令和5年度見舞金給付実績】

見舞金の種別	給付件数、給付額（前年）
遺族見舞金	3件、180万円（1件、60万円）
重傷病見舞金	1件、20万円（5件、100万円）
精神療養見舞金	3件、15万円（3件、15万円）
合計	7件、215万円（9件、175万円）

ii 外国語版周知啓発チラシの設置

見舞金を必要としている外国人の犯罪被害者等が確実に見舞金を受

け取れるよう制度周知を図るため、外国語版（ポルトガル語、スペイン語、英語、簡体中国語）の「三重県犯罪被害者等見舞金広報用チラシ」を三重県 HP に掲載するとともに、県や市町の相談窓口に設置しました。



【三重県犯罪被害者等見舞金チラシ】
（日本語、簡体中国語、スペイン語、ポルトガル語、英語表記）
（別添 7 ①～⑤参照）

④ 性犯罪・性暴力被害者に対する初期的医療処置の公費負担

「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」で相談を受けた性犯罪・性暴力被害者に対して、適切な医療的処置が受けられるようにするとともに、緊急避妊処置料、性感染症検査費用等の公費負担ができるよう、連携・協力病院（産婦人科）の整備を行いました。

また、男性被害者が受診できる連携・協力病院を確保するため、医師会と調整を行いました。

現在、連携・協力病院（産婦人科・泌尿器科）は 26 病院（うち男性被害者が受診できる連携・協力病院は 6 病院）となっています。

～連携・協力病院に対する協力依頼事項～

1 産婦人科

① 診察、処置

- 性感染症検査（HIV、B 型肝炎、梅毒、クラミジア、淋病、その他医師が必要と認める性感染症検査）
- 緊急避妊措置（緊急避妊薬の処方、膈内洗浄）

② 医療費の請求

- 医療費の公費支出に伴う請求事務

③ 患者への配慮

- 待機場所の確保（他の患者の目に触れることのない待機場所の確保）
- 病院内出入口付近の配慮（他の患者の目に触れることのない出入口の配慮）
- 診療時間の対応（他の患者の目に触れないよう診療時間を変えるなどの対応又は休日、夜間における緊急対応）

2 泌尿器科

① 診察、処置

- 外傷等の診察、処置（肛門や尿道への挿入（陰茎、異物等）による

外傷、陰茎や睾丸の傷等)

○性感染症検査 (HIV、B型肝炎、梅毒、クラミジア、淋病、その他医師が必要と認める性感染症検査)

- ② 医療費の請求
- ③ 患者への配慮 いずれも上記と同じ

⑥ 学校現場における犯罪被害者等への支援

i 子どもを性被害から守る、性被害に遭わせないための研修の実施

学校における性暴力被害は、事実確認の困難さや性の問題が取り扱いにくいことに加え、周囲の人間関係によっては被害が発覚しづらいなどの理由から、潜在化しやすい傾向があります。また、被害児童生徒だけでなく、保護者や他の児童生徒への慎重な対応が求められ、事件化する可能性がある場合は司法面接との兼ね合いも考慮する必要があるため、学校側も対応に苦慮することが考えられます。

令和4年度、現場の声や専門家の意見を踏まえ、学校現場における性暴力事件発生時の対応要領等をまとめたハンドブックを作成し、教育委員会等を通じて、県内の学校に配布しました。

令和5年度は、上記ハンドブックの内容を踏まえ、万が一、学校内で被害が発生した際、早期に適切な支援を行うため、受講を希望する学校へ有識者を講師として派遣する「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック活用研修」を実施しました。

また、子どもが性被害に遭わないための予防知識や、万が一、被害者となった場合の対処方法について、有識者及び県職員を派遣して講義を行う「子どもの性被害防止出前講座」を実施しました。

【開催結果概要】

～「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック活用研修」～

	実施日	会場	参加者
1	6月9日	県立白山高等学校	30名
2	7月11日	三泗教育会館	80名
3	7月12日	県立くわな特別支援学校	80名
4	7月26日	県立稲葉特別支援学校	71名
5	8月1日	四日市市立常磐西小学校	40名
6	12月22日	四日市市立富洲原小学校	21名
7	1月25日	名張市武道交流館いきいき	43名
8	3月4日	県立上野高等学校	12名
9	3月14日	志摩市立東海中学校	25名
10	3月19日	県立津工業高等学校	35名



～「子どもの性被害防止出前講座」～

	実施日	会場	参加者
1	5月19日	熊野市文化交流センター	15名
2	6月7日	桑名市立光風中学校	397名
3	6月8日	三重県人権センター	83名
4	7月5日	県立くわな特別支援学校	10名
5	7月24日	県立杉の子特別支援学校石薬師分校	27名
6	8月3日	度会町中央公民館	19名
7	11月21日	津リージョンプラザ	60名
8	12月12日	桑名市立長島中部小学校	7名
9	1月12日	菟野町役場	8名
10	2月13日	皇學館中学校	80名



ii 中学生の性被害防止・対応のための教職員研修の実施

SNSなどで知り合った大人から子どもが性被害を受けることが多く、令和5年度には性的グルーミングを処罰する法律（面会要求等罪）が新たに制定されるなど、子どもの性被害防止は喫緊の課題です。

特に、中学生は、小学生と比較してスマートフォンの所有率も高く、被害に遭う可能性が高くなっているといえます。

また性被害は、羞恥心等の感情により他人に相談しにくく、社会経験が

浅い思春期の子どもは、親や教師に叱られるかもしれないという不安もあり、より相談がしにくいといった傾向があります。

そこで、思春期の子どもの特性に焦点を当て、日頃から子どもと接する教職員を対象に、中学生の性被害防止と万が一被害が発生した時の相談を受けた際の対応について理解を深めるための「中学生の性被害防止・対応のための教職員研修」を開催しました。

【開催結果概要】

実施日 ・ 場所	講師	参加者
8月 29日 (火) 三重県総合文化センター (津市)	【講演】 ・ 思春期保健相談士 中谷 奈央子 氏 演題「性暴力のない学校・社会をつくる ～今必要な予防教育とは～」 ・ 児童精神科医 精神科専門医 山田 智子 氏 演題「知ってほしい、性暴力被害を受けた生徒への対応～具体例を通じて～」	95人 養護教諭、担任教諭、学校管理職、スクールカウンセラー 等 ※対面・オンライン併用実施

【開催状況】



C 生活再建に対する支援

条例第 19 条 安全の確保

第 20 条 居住の安定

第 21 条 雇用の安定

④ 《重点施策》安全確保等の一時的な居住先の確保

令和 2 年 7 月、「公益社団法人三重県宅地建物取引業協会」及び「公益社団法人全日本不動産協会三重県本部」との「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する協定」を締結しました。犯罪被害者等が犯罪被害や二次被害・再被害防止のために、一時的に転居が必要となった際の安全な居住先の確保と、仲介手数料の免除による経済的負担の軽減を図り、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援に取り組んでいます。

令和 5 年度の同協定に基づく支援実績は 0 件（前年比± 0 件）でした。

【協定に基づく支援の概要】

協定に基づく支援の概要	
①	希望に沿った民間賃貸住宅物件の情報提供
②	入居契約時における仲介手数料の免除

(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

A 総合的な支援体制の整備

条例第 8 条 総合的な支援体制の整備

第 10 条 支援従事者の育成

第 11 条 支援従事者に対する支援

第 12 条 民間支援団体に対する支援

第 13 条 市町に対する支援

② 「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」の開催による県と市町の連携の強化

犯罪被害者等支援施策について、県と市町が意見交換等を行うことで連携を深めることを目的に、市町の総合的対応窓口担当者が参加する犯罪被害者等支援施策市町担当者会議を開催しました。

三重県くらし・交通安全課、市町（21 市町、25 人）が参加し、各主体の取組報告、好事例発表や意見交換を行いました。



⑤ **犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の実施**

令和5年9月及び令和6年2月に、犯罪被害者等支援従事者を対象とした「三重県犯罪被害者等支援研修会」を開催しました。

研修会では、犯罪被害者等支援に携わる公認心理師、弁護士による講演に加え、犯罪被害者等支援の専門家によるロールプレイング研修を実施することで、実務に直結したノウハウの習得を目指すとともに、関係機関・団体の顔の見える関係の構築を図りました。

【開催結果概要（第1回三重県犯罪被害者等支援研修会）】

実施回	実施日 ・ 場所	講師	参加者
第1回	9月 6日 (金) 三重県 勤労者 福祉会 館 (津市)	【講演】 ・ 三重県公認心理師会 会長 仲 律子氏 演題「被害者が置かれる状況と 支援の在り方」 ・ 三重県くらし・交通安全課 演題「みえ性暴力被害者支援セ ンター よりこについて」 【ロールプレイング研修】 ・ 三重県くらし・交通安全課 「寄り添う心が伝わる支援」	58人 県職員、市町職員、 警察官、検察官、 弁護士、海上保安 官、法テラス職員、 支援センター職 員、児童相談所職 員、教育関係者 等

【第1回三重県犯罪被害者等支援研修会の開催状況】



【開催結果概要（第2回三重県犯罪被害者等支援研修会）】

実施回	実施日 ・ 場所	講師	参加者
第2回	2月 26日 (月) 三重県 勤労者 福祉会 館 (津市)	【講義】 ・ 三重弁護士会犯罪被害者支援 センター委員長 弁護士 伊藤 正朗 氏 演題「刑事裁判における被害 者・家族の置かれる立場、 支援の在り方」	42人 県職員、市町職員、 警察官、検察官、弁 護士、教育関係者、 支援センター相談 員 等

【第2回三重県犯罪被害者等支援研修会の開催状況】



⑦ 《重点施策》市町の総合的対応窓口設置に関する支援

i 総合的対応窓口への支援

犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行う市町の総合的窓口においては、犯罪被害者等への情報提供の充実をさらに進める必要があります。

そのため、市町の総合的対応窓口に来られた方への交付用の資料として、市町内及び関係機関・団体の支援窓口をとりまとめた「相談窓口等一覧」の作成を市町へ働きかけました。

働きかけの際、市町が「相談窓口等一覧」を作成しやすいよう、ひな形を作成し配布しました（別添8参照）。

ii 「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用

市町担当者の多くが実際に犯罪被害者等支援を行った経験がなく、支援にかかるノウハウの蓄積は市町によって異なり、加えて、人事異動等により、担当者が替わる度に担当者個々の対応力によって、支援方法や支援内容に差が生じます。

市町職員を中心とした支援従事者の対応力を底上げするため、令和2年度に、犯罪被害者等支援のマニュアルとなる「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」を、市町やみえ犯罪被害者総合支援センター、三重弁護士会、津地方検察庁等関係機関・団体等に配布しました。

令和5年度には、「犯罪被害者等支援」ブロック別勉強会・意見交換会等で同ハンドブックに関する講話やグループワークで活用する等して、窓口担当者のハンドブック活用を促しました。

【三重県犯罪被害者等支援ハンドブック】



iii 「犯罪被害者等支援施策集」の作成支援

犯罪被害者等支援施策集は、自治体が実施主体となっているものや、他団体に委託・補助を行っている事業のうち、犯罪被害者等の抱える様々な課題への支援に役立つと思われる事業を取りまとめたものです。

市町における関係課との連携体制の構築、支援施策の把握及び適切な情報提供に資するため、市町内の犯罪被害者等支援施策を取りまとめた市町版「犯罪被害者等支援施策集」についてひな形（別添8参照）を作成し、施策集未作成の市町に配布して作成を促しています。

また、コーディネーターとともに、各種会議や勉強会等を通じて、施策集未作成の市町に対して犯罪被害者等支援体制整備について助言や意見交換を行うとともに、施策集作成の重要性について説明し、継続して支援を充実させていくよう働きかけました。

現状、施策集の作成は21市町、窓口等一覧の作成は24市町となっています。

【作成状況】

種別	作成市町数
市町版犯罪被害者等支援施策集	21市町
相談窓口等一覧	24市町

iv 市町における犯罪被害者等支援条例・要綱の制定、支援内容の充実

市町における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、各市町に対し、犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について情報提供を行いました。

その結果、令和4年10月には県内すべての市町で条例・要綱が制定されました。

令和5年度は、要綱を制定している市町に対する条例の制定や、各市町の支援制度の充実に向けて、各種会議を通じて働きかけを行いました。

なお、令和6年4月1日、熊野市（令和3年4月1日に要綱を制定済み）が、新たに条例を制定しました。

○市町における条例等施行状況

市町名	施行月日	支援事業
松阪市 (要綱)	平成31年 4月1日	・助成金(家事代行、食事宅配、一時保育、通訳、 転居、家賃、特殊清掃、カウンセリング)
四日市市 (条例)	令和元年 10月4日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円) ・助成金(家事援助、一時保育、転居、家賃) ・カウンセリングの提供
大紀町 (条例)	令和2年 4月1日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養 2万5,000円)
明和町 (条例)	令和2年 7月1日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養 2万5,000円)
度会町 (条例)	令和2年 9月18日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養 2万5,000円)
多気町 (条例)	令和2年 9月25日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養 2万5,000円)
桑名市 (条例)	令和2年 9月30日	・支援金(遺児30万円) ・助成金(家事援助、一時保育、家賃、転居、真相究 明活動) ・市営住宅入居の特別配慮
いなべ市 (条例)	令和2年 10月1日	
南伊勢町 (条例)	令和2年 12月18日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養 2万5,000円)
伊勢市 (条例)	令和3年 4月1日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養 2万5,000円) ・助成金(家事援助、一時保育、転居、家賃)
鈴鹿市 (条例)	令和3年 4月1日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養 2万5,000円)
尾鷲市 (条例)	令和3年 4月1日	
熊野市 (要綱)	令和3年 4月1日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養 2万5,000円)
木曾岬町 (条例)	令和3年 4月1日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養 2万5,000円)
菰野町 (条例)	令和3年 4月1日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養 2万5,000円)
朝日町 (条例)	令和3年 4月1日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養 2万5,000円)・
川越町 (条例)	令和3年 4月1日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養 2万5,000円)
紀北町 (条例)	令和3年 4月1日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養 2万5,000円)

市町名	施行月日	支援事業
亀山市 (条例)	令和3年 7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援金（遺族 30 万円、重傷病等 10 万円） ・ 助成金（家事代行、食事宅配、一時保育、転居、家賃、特殊清掃） ・ カウンセリングの提供
津市 (条例)	令和4年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援金（遺族 30 万円、重傷病 10 万円、精神療養 2 万 5,000 円） ・ 助成金（家事代行、食事宅配、一時保育、通訳、転居、家賃、特殊清掃、カウンセリング）
名張市 (要綱)	令和4年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援金（遺族 30 万円、重傷病 10 万円、精神療養 2 万 5,000 円）
鳥羽市 (条例)	令和4年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援金（遺族 30 万円、重傷病 10 万円、精神療養 2 万 5,000 円） ・ 助成金（家事援助、一時保育、転居、家賃）
志摩市 (条例)	令和4年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援金（遺族 30 万円、重傷病 10 万円、精神療養 2 万 5,000 円） ・ 助成金（家事援助、一時保育、転居、家賃）
伊賀市 (条例)	令和4年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援金（遺族 30 万円、重傷病 10 万円、精神療養 2 万 5,000 円）
東員町 (条例)	令和4年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援金（遺族 30 万円、重傷病 10 万円）
玉城町 (条例)	令和4年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援金（遺族 30 万円、重傷病 10 万円、精神療養 2 万 5,000 円）
御浜町 (要綱)	令和4年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援金（遺族 30 万円、重傷病 10 万円、精神療養 2 万 5,000 円）
大台町 (条例)	令和4年 6月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援金（遺族 30 万円、重傷病 10 万円、精神療養 2 万 5,000 円）
紀宝町 (要綱)	令4年10 月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援金（遺族 30 万円、重傷病 10 万円、精神療養 2 万 5,000 円）
熊野市 (条例)	令和6年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同市掲載内容（前ページ）と同じ

B 犯罪被害者等への理解の促進

条例第 22 条 県民の理解の促進

第 23 条 学校における教育の促進

① 《重点施策》「犯罪被害を考える週間」を中心とした広報啓発の実施

i 「犯罪被害を考える集い」の開催

社会全体で犯罪被害者等を支えていくという気運の醸成と犯罪被害者等支援に対する県民や事業者の理解促進を図るため、三重県犯罪被害者等支援条例では「犯罪被害を考える週間（11月25日から12月1日まで）」を定めています。

同期間前の令和5年11月19日（土）、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターとの共催で、「犯罪被害を考える集い」を開催しました。

【「犯罪被害を考える集い」開催状況】



【「犯罪被害を考える集い」フロア展示状況】



【開催概要】

開催日時場所	プログラム	参加者
11月19日 (土) 13:30~16:00 三重県人権センター (津市)	<p>【主催者挨拶】 三重県知事 一見 勝之</p> <p>【主賓挨拶】 三重県警察本部長 難波 正樹</p> <p>【講演】 「あなたが ある日突然 犯罪被害者 犯罪被害者遺族になったら」 犯罪被害者ご遺族 寺輪 悟 氏</p> <p>【犯罪被害者等を支える社会づくりを呼びかける啓発イベント】 出演者 三重県立久居高等学校 吹奏楽部</p> <p>【閉会挨拶】 (公社) みえ犯罪被害者総合支援センター 理事長 村本 淳子 氏</p> <p>【同時開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのちの灯り展 ・生命のメッセージ展 in 三重 ・「三重県交通遺児を励ます会」ミニブース設置 	111人

【犯罪被害を考える集い広報用チラシ】(別添9参照)



ii 「犯罪被害を考える週間」における広報啓発活動

「犯罪被害を考える週間」前の令和5年11月20日から同月24日までの間、広く犯罪被害者等支援の気運を醸成するため、県、県地域機関、県内各市町、県内全域で一斉に広報啓発活動を実施しました。

県庁内県民ホールにおいては、のぼり旗・パネル・ポスター・チラシ等展示を実施しました。

【県庁内県民ホールにおけるパネル展示】



また、令和5年12月1日には、イオンモール東員店で、三重県警察、みえ犯罪被害者総合支援センターとの共催で、広報啓発イベントを開催しました。

犯罪被害者等支援に関するパネル展示と啓発物品の配布を行い、来店客に広く周知するとともに、犯罪被害者の置かれている状況や支援の必要性について理解を深められるイベントにしました。

【イオンモール東員店における啓発】



さらに、「犯罪被害を考える週間」に関連して、広く県民に犯罪被害者等支援について啓発するため、令和5年10月中は三重県立図書館において広報啓発を行いました。

犯罪被害者等支援に関する展示や、県内で活動する自助グループの活動を紹介する等、来館者に支援の必要性について理解を深められる展示を实

施しました。

【三重県立図書館における啓発】



【犯罪被害を考える週間チラシ】
(別添10参照)

② 犯罪被害者等支援についての出前講座等の実施

「犯罪被害にあわれた方やご家族等に寄り添い、温かく支え合う地域社会の実現」には、多くの機関・団体等の皆様に、支援の必要性等について正しく理解していただくことが重要です。

県職員が機関・団体等へ赴き、三重県犯罪被害者等支援条例、犯罪被害者等支援の必要性や要領、社会全体で支援するための必要な取組や活動等について事例を交えて説明をする出前講座を7回実施しました。

【開催概要】

実施日	実施先（担当窓口）	参加者
5月30日	みえ犯罪被害者総合支援センター	2人
6月12日	宮川医療少年院	12人
9月28日	東員町役場	16人
10月18日	伊勢市役所	45人
10月24日	津市役所	13人
11月28日	亀山市役所	21人
12月7日	鈴鹿商工会議所	42人
	合計（延べ人数）	151人

【出前講座の実施状況（写真左：東員町役場、写真右：鈴鹿商工会議所）】



⑧ 学校における児童生徒の犯罪被害者等への理解の促進

思春期の子どもたちの特性に焦点を当てた「中学生の性被害防止・対応のための教職員研修」の実施をふまえ、「中学生向け性被害防止授業」をモデル校で開催しました。

モデル校として、下記の2校を選出し、授業を実施していただきました。

【日時・モデル校】

○12月4日（月）13時30分から14時20分まで
南伊勢町立南勢中学校 ※オンライン見学実施

○12月5日（火）9時45分から10時35分まで
志摩市立文岡中学校 ※オンライン見学実施

【授業の状況（南伊勢町立南勢中学校）】



【授業の状況（志摩市立文岡中学校）】



4. 令和5年度の犯罪被害者等支援施策実施結果概要

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当 当部
(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援	A 相談及び情報の提供	《重点施策》 ① 県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進	○犯罪被害者等の心情に寄り添った途切れることのない支援を行うための「コーディネーター」を配置し、関係機関・団体間の相互連携の促進を図りました。 (前年度：同様の施策を実施)	環境生活部
			○県内3ブロックにおいて、県、市町、関係機関・団体が参加する意見交換会を開催し、顔の見える関係の構築及び各担当者の対応力の向上を図りました。 (前年度：同様の施策を実施。)	
		○犯罪被害者等への途切れることのない支援を行うため、警察から検察庁への事件送致時に（公社）みえ犯罪被害者総合支援センターの利用状況を連絡することで、関係機関等との相互連携を促進しました。 (前年度：同様の施策を実施。)	警察本部	
		《重点施策》 ② 「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」の運営	○性暴力・性犯罪被害者専門相談窓口として「よりこ」を運営し、関係機関と連携し、ワンストップ支援を実施しました。 ・相談件数：497件（前年度：658件、-161件） ・連携機関会議：1回（前年度：2回、-1回） ・研修会：16回（前年度：13回、+3回） ・直接支援件数：62件 (前年度：114件、-52件)	環境生活部
○高校生に対する「よりこ」の周知及び性暴力被害防止啓発として、県内全ての高等学校（特別支援学校高等部を含む）に対して広報啓発チラシ及びノベルティを配布しました。 (新規)				
			○小学生及びその保護者に対して、「よりこ」の周知及び性暴力被害防止啓発として、県内全ての小学校に対して広報啓発チラシを配布しました。 (前年度；同様の施策を実施)	
			○県内に在住する若年層（13～24歳）女性を配信対象とした「よりこ」セグメント広告を実施しました。 (新規)	

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当部
(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援	A 相談及び情報の提供	③被害者支援要員の運用	○犯罪被害者等の精神的な負担の軽減を図るため、被害者支援要員を指定し、病院等への付添い、各種制度の説明、関係機関の紹介等の支援活動を行いました。 ・運用件数（年中）：263件 （前年：260件、+3件）	警察本部
		④性犯罪被害相談ダイヤル「#8103」（ハートさん）の運用	○性犯罪被害相談電話「#8103」を運用し、24時間体制で、性犯罪被害に関する相談に対応しました。 ・相談受理件数：39件 （前年度：41件、-2件）	警察本部
		⑤被害者連絡制度による捜査に関する情報の提供	○対象事件の犯罪被害者等に対し、随時、捜査状況等の情報提供を行いました。 （前年度：同様の施策を実施）	警察本部
		⑥DV被害にかかる相談対応	○女性相談所（令和6年度から女性相談支援センター）を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、関係機関と連携し、総合的な支援を実施するとともに、心理判定員や精神科医師などの専門職員による心のケアも実施しました。 ・相談件数：351件 （前年度：368件、-17件）	子ども・福祉部
		⑦児童虐待にかかる相談対応	○児童相談所において、児童虐待をはじめとする養護相談等に応じるとともに、一時保護を行いました。 ・児童虐待相談対応件数：2,162件（速報値） （前年度：2408件、-246件）	子ども・福祉部
		⑧交通事故にかかる相談対応	○交通事故相談窓口において、交通事故被害者や加害者の本人及びその家族に対して、賠償問題を円滑に進めるための相談業務を実施しました。 ・相談件数：105件 （前年度：108件、-3件）	環境生活部
		⑨「被害者の手引」の配布による犯罪被害者等への情報提供の充実	○刑事手続や関係機関・団体の犯罪被害者等支援施策を取りまとめた「被害者の手引」を犯罪被害者等に配布し情報提供を行いました。 （前年度：同様の施策を実施）	警察本部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当 当部
(1) 犯罪被害者等を受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援	B 被害の早期回復・軽減のための支援	《重点施策》 ①三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな給付	○犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、「三重県犯罪被害者等見舞金」を、犯罪被害者等に給付しました。 ・遺族見舞金：3件、180万円 (前年度：1件、+2件) ・重症病見舞金：1件、20万円 (前年度：5件、-4件) ・精神療養見舞金：3件、15万円 (前年度：3件、±0件)	環境生活部
		《重点施策》 ②犯罪被害給付制度の運用	○給付の対象となる犯罪被害者等に対し、制度の内容や手続について十分に教示するとともに、申請受理や裁定事務をできる限り速やかに行うよう努めました。 ・受理：5件 (前年度5件、±0件) ・裁定：4件 (前年度4件、±0件)	警察本部
		③公費負担制度の運用	○犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため犯罪被害に係る医療費等の一部を公費で負担しました。 ・公費支出件数：54件 (前年度48件、+6件)	警察本部
		④性犯罪・性暴力被害者に対する初期医療的処置の公費負担	○性犯罪・性暴力被害者に対する初期医療的処置費用を公費で支出し、経済的・精神的負担の軽減を図りました。 ・公費支出：9件 (前年度9件、±0件)	環境生活部
		⑤犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施	○犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図るため、臨床心理士の資格を有する職員がカウンセリングを実施しました。 ・カウンセリング回数：142回 (前年度122回、+20回)	警察本部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当 当部
(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援	B 被害の早期回復・軽減のための支援	⑥学校における犯罪被害者等への支援	○犯罪被害にあった児童生徒の心のケアを行うためにスクールカウンセラーを緊急派遣するなどして対応しました。(前年度：同様の施策を実施)	教育委員会
			○学校内で被害が発生した際、早期に適切な支援を行うため、受講を希望する学校へ有識者を講師として派遣する「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック活用研修」を実施しました。 (新規) ○子どもが性被害に遭わないための予防知識や、万が一、被害者となった場合の対処方法について、有識者及び県職員を派遣して講義を行う「子どもの性被害防止出前講座」を実施しました。(新規) ○思春期の子どもの特性に焦点を当てて、中学生の性被害防止と万が一被害が発生した時に教職員が相談を受けた際の対応について理解を深めるための「中学生の性被害防止・対応のための教職員研修」を開催しました。(新規)	環境生活部
		⑦犯罪被害者等の実情に応じた福祉サービス等の提供	○県の犯罪被害者等支援施策を取りまとめた「犯罪被害者等支援関連事業」を作成し、県庁内各部局、警察本部、市町等関係機関・団体に配布しました。 ・作成部数：270部 (前年度270部、±0部)	環境生活部他
	C 生活再建に対する支援	①再被害防止措置の推進	○被害後の記憶・記録を書き込むことで、心や記憶、望む支援や必要な支援を整理して、途切れのない支援を円滑に受けてもらうためのノート「灯り」を配布しました。 ・活用実績：10冊 (前年度：同様の施策を実施)	環境生活部
			○再被害のおそれの大きい犯罪被害者等を再被害防止対象者に指定してその要望を把握するとともに、関係機関と連携して、再被害防止に資する関連情報の継続的な教示、防犯指導等を行いました。 (前年度：同様の施策を実施)	警察本部
		②被害直後における緊急避難場所の確保	○犯罪行為の現場になるなどして、自宅での居住が困難となった犯罪被害者等の緊急避難場所を確保するため、一時避難に伴う宿泊費を公費で負担しました。 ・運用件数：9件 (前年度2件、+7件)	警察本部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当 当部
(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援	C 生活再建に対する支援	③DV被害者や被虐待児童の一時保護	<p>○女性相談所（令和6年度から女性相談支援センター）において一時保護を実施するとともに、母子生活支援施設等へ一時保護を委託しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時保護実施人数：実人員 32 名（本人） （前年度 25 名、+7 名） 同伴児童：41 名 （前年度 24 名、+17 名） <p>○児童相談所において一時保護を実施するとともに、児童養護施設等へ一時保護を委託しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待を事由とする一時保護実施人数：509 人 （速報値） （前年度：477 件、+32 件） 	子ども・福祉部
		《重点施策》 ④安全確保等のための一時的な居住先の確保	<p>○「公益社団法人三重県宅地建物取引業協会」及び「公益社団法人全日本不動産協会三重県本部」と「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する協定」に基づき、犯罪被害者等の居住の安定を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用実績：0 件 （前年度：0 件、±0 件） 	環境生活部
		⑤犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅優先枠抽選制度の運用	<p>○犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅優先枠抽選制度について、同制度の適切な運用に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用実績：1 件 （前年度：1 件、±0 件） 	県土整備部
		《重点施策》 ⑥事業者の犯罪被害者等への理解の促進	<p>○事業者の方々に、犯罪被害に遭った従業員の雇用継続、休暇取得への配慮、職場における二次被害の防止等について理解を深めていただくため、事業者向けのパンフレットを作成し、県庁内雇用関係窓口及び事業者団体に配布しました。 （前年度：同様の施策を実施。）</p> <p>○事業者の方々に、「三重県犯罪被害者等支援研修会」に参加いただき、理解の促進を図りました。 （前年度：同様の施策を実施。）</p>	環境生活部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当部
(1) 犯罪被害者等を受けた被害者の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の	C 生活再建に対する支援	⑦三重県労働相談室の運営及び公共職業訓練の実施	【労働相談室】 ○労働者や事業主から労働問題に関する相談があった場合、その内容に応じて関係機関や支援制度等の情報提供を行いました。 (前年度：同様の施策を実施) 【公共職業訓練】 ○離職された方の早期の再就職を支援するため、職業訓練の機会を提供しました。 (前年度：同様の施策を実施)	雇用経済部
		(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進	A 総合的な支援体制の整備	①「三重県安心安全まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議」の開催による県庁内の支援体制の整備
②「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」の開催による県と市町の連携の強化	○「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」を開催し、県と市町の連携強化を図りました。 ・開催状況：1回(7月) (前年度1回、±0) ○県内3ブロックにおいて、市町担当者と少人数の意見交換会を開催し、市町の連携強化を図りました。 ・開催状況：3回(9月~10月)			環境生活部
《重点施策》 ③県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進【再掲】	○犯罪被害者等の心情に寄り添った途切れることのない支援を行うための「コーディネーター」を配置し、関係機関・団体間の相互連携の促進を図りました。 (前年度：同様の施策を実施) ○県内3ブロックにおいて、県、市町、関係機関・団体が参加した意見交換会を開催し、顔の見える関係の構築及び各担当者の対応力の向上を図りました。 ・開催状況：3ブロック(9月~10月) (前年度：8ブロック、-5回)			環境生活部
	○犯罪被害者等への途切れることのない支援を行うため、警察から検察庁への事件送致時に(公社)みえ犯罪被害者総合支援センターの利用状況を連絡することで、関係機関等との相互連携を促進しました。 (前年度：同様の施策を実施)			警察本部

	基本 施策	施策名	事業内容	担当 当部
(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進	A 総合的な支援体制の整備	④学校における犯罪被害者等への支援【再掲】	<p>○犯罪被害にあった児童生徒の心のケアを行うためにスクールカウンセラーを緊急派遣するなどして対応しました。 (前年度：同様の施策を実施)</p>	教育委員会
			<p>○学校内で被害が発生した際、早期に適切な支援を行うため、受講を希望する学校へ有識者を講師として派遣する「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック活用研修」を実施しました。 (新規)</p> <p>○子どもが性被害に遭わないための予防知識や、万が一、被害者となった場合の対処方法について、有識者及び県職員を派遣して講義を行う「子どもの性被害防止出前講座」を実施しました。 (新規)</p> <p>○思春期の子どもの特性に焦点を当てて、中学生の性被害防止と万が一被害が発生した時に教職員が相談を受けた際の対応について理解を深めるための「中学生の性被害防止・対応のための教職員研修」を開催しました。 (新規)</p>	環境生活部
			<p>○犯罪被害者等支援従事者を対象に、研修会を2回開催し、支援従事者の資質の向上と関係機関・団体の顔の見える関係の構築を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回：講師…三重県公認心理師会 会長 仲 律子氏 参加者…58名 ・第2回：講師…三重弁護士会犯罪被害者支援センター 委員長 伊藤 正朗氏 参加者…42名 <p>(前年度：同様の施策を実施)</p>	環境生活部
		⑤犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の実施	<p>○「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の支援従事者に対し、代理受傷を防止するための研修・ケース会議を開催しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受傷対策実施回数:16回 <p>(前年度：13回、+3回)</p>	環境生活部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当 当部
(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進	A 総合的な支援体制の整備	⑥支援従事者の心理的外傷のケア	<p>○「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」相談員を対象に代理受傷等に関する研修を行いました。 【環境生活部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：9回 (前年度：9回、+0回) <p>○犯罪被害者等支援に従事する警察職員を対象とした代理受傷に関する教養、研修会等を行いました。【警察本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：13回 (前年度13回、±0回) 	環境生活部・警察本部
		《重点施策》 ⑦市町の総合的対応窓口設置に関する支援	<p>○ひな形の配布等により、市町の「窓口一覧表」及び「犯罪被害者等支援施策集」の作成を支援しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援施策集作成市町数：21市町 (前年度：18市町、+3市町) 	環境生活部
	B 犯罪被害者等への理解の促進	《重点施策》 ①「犯罪被害を考える週間」を中心とした広報啓発の実施	<p>○県広報誌「県政だよりみえ」11月号に「犯罪被害を考える週間」についての記事を掲載しました。【環境生活部】（前年度：同様の施策を実施）</p> <p>○11月19日三重県人権センター(津市)において「犯罪被害を考える集い～ひとりじゃないと思える三重～」を開催（警察は協力）しました。【環境生活部・警察本部】</p> <p>【プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演：犯罪被害者ご遺族 寺輪 悟氏 ・(公社)みえ犯罪被害者総合支援センター活動紹介 ・犯罪被害者支援演奏会 県立久居高等学校吹奏楽部 ・来場者数：111名 (前年度：同様の施策を実施) <p>○「犯罪被害を考える週間」中、県庁、県地域機関、市町役場、警察署等においてパネル、ポスター等展示を行いました。【環境生活部・警察本部】 (前年度：同様の施策を実施)</p> <p>○三重県立図書館において、県内で活動する自助グループとコラボして犯罪被害者等支援に関する展示を行いました。 (新規)</p>	環境生活部・警察本部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当 当部
(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進	B 犯罪被害者等への理解の促進	②犯罪被害者等支援についての出前講座の実施	○関係機関・団体等において、出前講座を実施し、条例の周知及び犯罪被害者等支援の必要性や具体的支援要領について事例検討を交えて説明しました。 ・実施回数：8回 (前年度10回、-2回) ・参加者：151名(延べ) (前年度：177名、-26名)	環境生活部
		③「～寄り添う心～よりこ」出前講座の実施	○学校・自治会等において出前講座を実施し「よりこ」の周知及び性暴力被害の潜在化防止を図りました。 ・実施回数：23回 (前年度12回、+11回) ・参加者：983人(延べ) (前年度：268人、+715人)	環境生活部
		《重点施策》 ④事業者の犯罪被害者等への理解の促進【再掲】	○事業者の方々に、犯罪被害に遭った従業員の雇用継続、休暇取得への配慮、職場における二次被害の防止等について理解を深めていただくため、事業者向けのパンフレットを作成し、県庁内雇用関係窓口及び事業者団体に配布しました。 (前年度：同様の施策を実施。) ○事業者の方々に、「三重県犯罪被害者等支援研修会」に参加いただき、理解の促進を図りました。 (前年度：同様の施策を実施。)	環境生活部
		⑤医療従事者等の犯罪被害者等への理解の促進	○医療従事者の方々に、犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防ぐための配慮や犯罪被害者等の心身の状況等に応じた適切な医療を提供していただくための医療従事者向けパンフレットを作成、配布し、理解の促進を図りました。 (前年度：同様の施策を実施。)	環境生活部
		⑥インターネット上の誹謗中傷への対応	○総務省、法務省に対し、インターネット上における犯罪被害者等に対する誹謗中傷に対する法整備を含めた早急な対応を求める提言を行いました。 (前年度：同様の施策を実施)	環境生活部
		⑦生徒等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催	○犯罪被害者等の現状や、命の大切さの理解、規範意識の向上を図るため、中学、高校生等を対象に、犯罪被害者ご遺族による講演を行いました。 ・実施回数：18回 (前年度10回、+8回) ・参加者：5,711人 (前年度：2,876人、+2,835人)	警察本部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当部
<p>(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進</p>	<p>B 犯罪被害者等への理解の促進</p>	<p>⑧学校における児童生徒の犯罪被害者等への理解の促進</p>	<p>○犯罪被害者の人権に係わる問題に対する理解を深める学習が教科や特別活動等で行われるよう、人権教育ガイドラインや人権学習指導資料等の活用を促進しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習を行った小、中、県立学校：116校 	<p>教育委員会</p>
			<p>○思春期の子どもの特性に焦点を当てた「中学生の性被害防止・対応のための教職員研修」の実施を踏まえ、「中学生向け性被害防止授業」をモデル校で開催しました。</p> <p>(新規)</p>	<p>環境生活部</p>

5. 数値目標の進捗状況

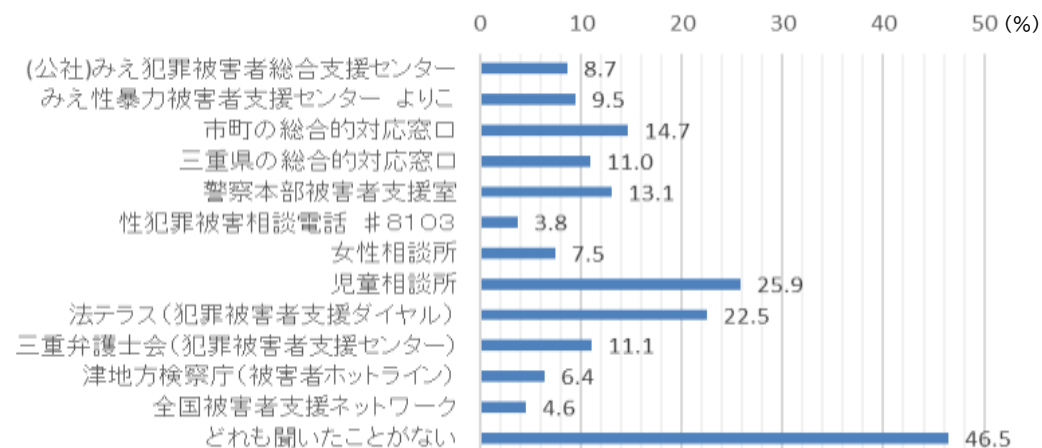
数値目標の進捗状況は以下のとおりでした。

犯罪被害者等支援施策集作成市町数は増加しましたが、「みえ犯罪被害者総合支援センター」及び「よりこ」の認知度は前年度から減少しました。目標の達成には、取組みを一層強化する必要があります。

目標項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和5年度)
① 犯罪被害者等支援施策集作成市町数	12市町 (5市町増)	18市町 (6市町増)	21市町 (3市町増)	29市町
② 「(公社)みえ犯罪被害者総合支援センター」の認知度	9.2% (2.1%減)	10.9% (1.7%増)	8.7% (2.2%減)	30.0%
③ 「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」の認知度	15.8% (0.2%減)	17.2% (1.4%増)	9.5% (7.5%減)	30.0%

【参考】「三重県e-モニターアンケート」(R5.8/30~9/5) 抜粋

Q7 あなたが知っている犯罪被害者等支援の相談窓口はどれですか。当てはまるものをすべて選択してください。(複数回答可) 今回調査:n=1000人 前回調査:n=798人



6. 令和5年度の取組結果の評価、残された課題

(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

A 相談及び情報の提供

- ブロック別に市町との意見交換会を、支援関係団体・機関にも参加いただきながら開催（3ブロック、延べ61人参加）しましたが、各市町と支援関係機関・団体の相互連携体制の確立がまだ十分ではないと判断されるため、今後も、継続して同様の取組を進め、お互いに顔の見える関係を構築する必要があります。

また、市町の実務担当者との意見交換会を開催（21市町、25人が参加）しましたが、担当者からは「これまでに対応実績がないため、適切な対応ができるか不安」「実際に事案が発生した際に適切な支援につなげられるかが課題」等、対応実例が極めて低いことから生じる不安の声が上がっています。今後も、担当者向けのより実践的な研修の開催や、好事例等の情報提供、施策集作成を援助するなど、対応力の向上に向けた取組が必要です。

- 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」については、令和5年度の相談件数は前年度を161件下回り、497件でしたが、依然として多くの相談が寄せられており、性犯罪・性暴力被害に対する相談・支援ニーズが高いことが分かります。そのため、令和3年10月1日から国が設置した「夜間休日対応コールセンター」を利用する等して、性犯罪・性暴力被害者からの相談対応を24時間365日化し、令和5年4月1日からは、対応時間を1時間延長（午前10時～午後5時→午前9時～午後5時）して、より利便性を向上させました。

また、潜在化しやすい性被害を取り残さないため、「よりこ」とその支援内容の周知については、これまでの広報活動に加え、子どもや若年層にターゲットを当てたSNS広告の実施し、効果的な広報を進めました。

しかし、被害の未然防止などのためには、より低年齢の世代に対しても広報活動を進めるとともに、相談しやすい環境づくり、相談・支援体制の強化を速やかに進めていく必要があります。

なお、医療機関との連携については、現在26病院（男性受診可能6病院）となりましたが、産婦人科と泌尿器科に限られていることから、さらなる協力病院の拡充に引き続き取り組むとともに、急性期に対応

できる病院の確保、トラウマ等精神的被害に対応できる病院の確保を進める必要があります。

B 被害の早期回復・軽減のための支援

三重県犯罪被害者等見舞金として、これまで令和元年度に9件190万円、令和2年度に8件210万円、令和3年度に11件270万円、令和4年度に9件175万円、令和5年に7件215万円を支給しました。

被害者の方からは「大変助かった」という声をいただいています。今後も、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、見舞金の速やかな給付を行うとともに、見舞金を必要としているすべての被害者が見舞金を受け取れるよう制度周知を図っていく必要があります。

C 生活再建に対する支援

「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する協定」締結後、令和5年度中の利用は0件に留まりました。引き続き、希望があれば速やかに対応できる体制を整えておくとともに、必要とする被害者が利用できるよう制度周知を図っていく必要があります。

(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

A 総合的な支援体制の整備

令和4年10月時点で、県内全29市町に条例・要綱が制定され、支援のベースは整いました。しかし、その支援内容をみると、市町によって差が生じていることから、被害者の方やそのご家族、ご遺族の方が、その心情に寄り添った多様な支援を、地域による不均衡なく受けられるよう、支援内容充実に向けた働きかけを行う必要があります。

市町における対応窓口の機能強化やワンストップ支援体制の確立に向けて、全市町で策定を目指している「市町版犯罪被害者等支援施策集」については、令和5年度末で21市町にとどまっていることから、全市町での策定に向けて働きかけを継続していく必要があります。

さらに、犯罪被害者等への情報提供の充実をさらに進める必要があることから、市町窓口で配布する「相談窓口一覧」の作成や、市町窓口を周知するため、各市町のホームページの整備促進、対応窓口や犯罪被害者支援に関する情報を掲載するよう、働きかける必要があります。

支援従事者への支援として、令和5年度は、令和4年に作成した「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック」の活用し、有識者を講師

として派遣する「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック活用研修」や、子どもの性被害防止のための「子どもの性被害防止出前講座」を実施しました。また、被害者への相談対応を学ぶロールプレイング研修や、刑事手続きの流れについて学ぶ講習など、様々な研修を実施しました。引き続き、支援従事者のスキルアップに向け、ニーズに応じた各種研修の実施に取り組む必要があります。

支援に役立つツールとして、令和3年度に作成した被害後の心や記憶の整理、望む支援を円滑に受けてもらうための被害者のためのノート「灯り」や、支援従事者の対応力の底上げするためのマニュアルとなる「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」の積極的な活用を、会議・研修会等の機会を通じて呼びかけました。しかし、活用実績が低いことから、様々な機会を通じて、支援従事者に対して積極的な「灯り」の配布やハンドブックの活用を呼び掛ける必要があります。

B 犯罪被害者等への理解の促進

県による「犯罪被害を考える集い」をはじめとした「犯罪被害を考える週間」での啓発事業、「出前講座」を通じた取組のほか、市町での犯罪被害者等への理解促進に向けた広報も拡大しつつあるところですが、「みえ犯罪被害者総合支援センター」や「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度は依然として低く、いまだ県民理解の促進は不十分と考えられます。引き続き、学校・事業所等に対する出前講座やSNS等さまざまな媒体を利用した広報等、より多くの県民に、犯罪被害者等が置かれている立場や状況、支援の必要性について知ってもらう機会を提供していくことが必要です。

犯罪被害者等に対する事業者の理解促進については、まだ十分ではないと考えるため、令和6年度以降も、取組を説明する機会や作成したパンフレットを配布する機会を積極的に活用しながら、継続した周知・啓発を進め、事業者との連携を強化し、犯罪被害者に対する勤務変更や仕事内容への配慮等の取組を進める必要があります。

7. 令和6年度の取組の方向性

(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

A 相談及び情報の提供

- ブロック別意見交換会を開催し、総合的支援体制を構築するため各関係機関・団体の役割分担を明確にし、関係機関・団体との連携を強化します。また、市町担当者会議、研修会を通じて、実践的研修、好事例の情報提供等を行い、市町支援従事者のスキルアップ、不安解消を図ります。

【①県・市町・関係機関・民間支援団体等の連携強化による総合的支援体制の強化】

- 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」に対する相談・ニーズが高まり、相談者の低年齢化が進んでいることから、潜在化しやすい性犯罪被害者をとりのこさないため、未就学児童をもつ保護者向けの広報を行う等さらに効果的なよりこに関する周知・啓発に努め、相談しやすい環境づくり、相談・支援体制の強化に努めます。
- 子どもたちが性犯罪・性暴力の被害者にならないよう、児童・生徒に対する出前講座を強化するほか、未就学児童をもつ保護者に対する広報啓発を強化し、性被害の未然防止や対応、相談窓口等の周知に努めます。
- 性犯罪・性暴力被害者支援の充実を図るため、トラウマ等精神的被害に対応できる病院の確保等、連携医療機関の充実・拡充に取り組みます。

【②みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」の運営及び強化】

- 損害賠償請求に関する支援するため、再提訴費用助成金の給付を行うとともに、会議・研修会等様々な機会を通じて、制度周知に努めます。

【⑨損害賠償請求に関する支援】

B 被害の早期回復・軽減のための支援

- 犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、見舞金の速やかな給付を行うとともに、制度周知に努めます。

【①三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな給付】

- 各機関窓口で被害に関することを繰り返し話さなければならない精神的苦痛を軽減するとともに、各機関の支援に関する情報を一元的に知るこ

とのできるツールである犯罪被害にあわれた方のためのノート「灯り」や、市町職員を中心とした支援従事者の対応力を底上げするためのマニュアルとなる「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用を促進し、犯罪被害者等への情報提供の充実と被害からの早期回復を図ります。

【⑦犯罪被害者等の実情に応じた福祉サービスの提供】

C 生活再建に対する支援

- 「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する協定」について、会議・研修会等様々な機会を通じて、制度周知に取り組みます。

事業者の理解促進に向けて、パンフレットを配布する機会を積極的に活用しながら、継続した周知・啓発に努めます。

【④安全確保等のための民間賃貸住宅物件情報提供制度の運用】

(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

A 総合的な支援体制の整備

- 県内すべての市町に条例・要綱が制定された今、総合的支援体制を整備する絶好の機会と捉え、市町及び関係機関・団体を巻き込んだ会議や研修会の開催等を通じて、顔の見える関係を構築するとともに支援従事者のスキルアップを図ります。

- 性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼします。また、弱い立場に置かれた子ども・若者の性被害も後を絶たないことから、性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があるため、新たな条例の制定を進めます。

【①県・市町・関係機関・民間支援団体等の連携強化による総合的支援体制の強化】

- 「市町版犯罪被害者等支援施策集」の策定に向けた市町への働きかけを強化し、市町役場内における対応窓口の機能強化やワンストップ支援体制の確立を図ります。

- 市町に対する支援内容のさらなる充実を働きかけ、地域による支援内容の不均衡是正に取り組みます。

【⑤市町の総合的窓口機能の強化】

- 県内で活動する自助グループに対して、県ホームページ等で活動を紹介するほか、公共施設における展示機会を設けるなど、活動の支援に取り組みます。

【⑥民間支援団体の活動への支援】

B 犯罪被害者等への理解の促進

- 県民の犯罪被害者等への理解を促進するため、「犯罪被害を考える週間」をはじめとした様々な機会を通じて、「犯罪被害を考える集い」の開催や、商業施設での啓発活動、街頭啓発など、各種広報啓発活動を推進するとともに、「(公社)「みえ犯罪被害者総合支援センター」の認知度向上に取り組みます。

【①「犯罪被害を考える週間」における広報啓発の実施】

- 犯罪被害者等の置かれる状況や「(公社)「みえ犯罪被害者総合支援センター」及び「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」等の相談窓口を県民へ幅広く周知するため、SNS等を活用し、年間通じた広報活動を実施します。

【②SNS等さまざまな広報媒体を活用した広報の強化】

- 出前講座に取り組み、条例の周知や犯罪被害者等支援の必要性について、県民の理解の促進を図ります。

【③犯罪被害者等への支援に関する出前講座の実施】

※【】は第二期推進計画の施策名

別添1【三重県 DV・妊娠SOS・性暴力相談広報用ステッカー】

DVや予期しない妊娠、性暴力の被害などについて

だれにも相談できずに悩んでいるあなたへ…

 **LINE**で相談しませんか

秘密は守ります

相談は匿名でも大丈夫。
ひとりで悩まないで相談してください。

二次元コードから登録すると、
友だち追加できます。



三重県「DV・妊娠SOS・性暴力」相談

LINE相談は24時間受け付けますが、返信は相談時間内になります。
それぞれの相談時間等については、下の欄をご覧ください。



DVに関する相談窓口

相談機関
三重県女性相談センター

電話相談時間
月・火・木・金 9:00～17:00
水 9:00～20:00
※LINE相談は月・火・木・金のみ

電話番号
059-231-5600

相談例
夫婦や恋人などパートナー
からの暴力 等



**妊娠SOSみえ
「妊娠レスキューダイヤル」**

相談機関
NPO法人MCサポートセンターみっくみえ

電話相談時間
月・水 15:00～18:00
土 9:00～12:00

電話番号
090-1478-2409

相談例
生理のこと、妊娠のこと
性のこと 等



性暴力被害に関する相談窓口

相談機関
みえ性暴力被害者支援センター よりこ

電話相談時間
月～金 9:00～17:00

電話番号
059-253-4115
#8891 (通話料無料)

相談例
望まない性行為
過去の性被害 等



※いずれの相談時間も祝日・年末年始を除く

別添2【「よりこ」啓発チラシ（表面）】

 みえ性暴力被害者支援センター

寄り添う心

よりこ

をご存じですか？

性暴力被害にあわれた方へ
だれにも相談できずに、
ひとりで悩んでいませんか？
あなたは、なにも悪くありません。
ひとりで抱え込まず、まずはご相談ください。
ひみつ びんしよ
秘密は厳守します。
あなたの大切な体と心のケアについて
いっしょに考えましょう。



相談専用電話 通話料がかかります。
059-253-4115

よりこ

全国共通ダイヤル はやくワンストップ **#8891** 通話料は無料です。

相談時間 **9時～17時** (土日祝、年末年始除く)
上記相談時間以外は、夜間休日対応コールセンターへつながります。
メールフォーム、LINEでの相談も24時間受け付けています。
(返信は上記時間内でおこないます)


よりこにできること 

よりこ みえ

<http://yorico.sub.jp/>


 **LINE** 3分野合同 相談もしています！  二次元コードから登録すると、友だち追加できます。 

三重県「DV・妊娠SOS・性暴力」相談

DVに関する相談窓口 

相談例
夫婦や恋人などパートナーからの暴力等

妊娠SOSみえ「妊娠レスキューダイヤル」

相談例
妊娠のこと、生理のこと
性のこと等 

性暴力被害に関する相談窓口

相談例
望まない性行為
過去の性被害等 

【「よりこ」啓発チラシ（裏面）】

みえ性暴力被害者支援センター

寄り添う心

よりこ

相談時間 9時～17時（土日祝、年末年始除く）

相談専用電話 **059-253-4115** または **#8891**

通話料がかかります。 または #8891 通話料は無料です。

上記相談時間以外は、夜間休日対応コールセンターへつながります。



R5.11 改訂



よりこに
できること

「だれに相談したらいいか
分からない…」

「話を聞いて欲しい…」

すこしでも思い当たることがあれば、
ひとりで抱え込まず、
「よりこ」に相談してください。

性暴力とは
あなたの望まない性的な行為はすべて性暴力です。

性暴力被害を受けると…
体や心に大きなダメージや傷を受け、
時間がたっても恐怖や不安で混乱した状態になります。

こんなとき、ありませんか

- 自分がいやになる
- 気持ちが落ち込む
- 被害時の情景が突然よみがえる など…

よりこにできること



医療機関の紹介
産婦人科等と連携し、医療的支援をおこないます。

弁護士による法律相談
希望に応じて、弁護士による法律相談がうけられます。

相談員等による面接相談
専門の相談員（カウンセラー）がお話をうかがいます。

付き添い支援
希望に応じて、病院等への付き添いをおこないます。

**みえ性暴力被害者支援センター
よりこ**

三重県環境生活部 暮らし・交通安全課 相談機関：みえ性暴力被害者支援センター よりこ

別添3 【「よりこ」啓発シール】



別添4【性暴力被害防止啓発用ノベルティ（表面）】

山交性暴力被害者支援センター

よりこ

誰にも相談できずに、一人で悩んでいませんか？
あなたの被害のない性別や年齢はすべて支援可能です。
ひとりで抱え込まず「よりこ」に相談してください。

「よりこ」にできる4つのコト

- 1 電話相談・面談相談**
専門相談員が24時間・365日、いつでも相談に乗ります。
※相談員は女性です。
- 2 医療機関の紹介**
被害にあった医療機関の紹介を行います。
※相談員が付き添います。
- 3 付添い支援**
一人では行きにくい病院や公的機関の付添いを行います。
※相談員が付き添います。
- 4 弁護士による法律相談**
法律上の被害や被害にどう対応するかをアドバイスします。

相談専用電話 **059-253-4115**
 空席共通ダイヤル **#8891**
 相談時間 **9時～17時**

LINE相談もしています！
 三葉県「DV・妊娠SOS・性暴力」相談

LINEに載せる相談窓口
 三葉県「DV・妊娠SOS・性暴力」相談
 三葉県「DV・妊娠SOS・性暴力」相談

Stop!

ネット上には、あなたを狙う
危険がいっぱい!!

性暴力被害

事例1 女の子同士だと思って SNSで写真のやり取りをしたら…

女の子同士で最近の写真を交換したAさん
 相手は実は男で撮影されてしまったが

事例2 SNSに「家出したい」と書き込んだら 親戚に集ってくれる人が現れて…

BさんがSNSに「家出したい」と書き込んだら、親戚の人が集って来てくれた—
 家で親戚に集って撮影されてしまったが

三葉県県民生活課 くらら交通安全課

【性暴力被害防止啓発用ノベルティ（裏面）】

何気ない日常生活の中で、性被害の危険が近づいているかもしれません!!

01 自撮り画像を 送信してしまった!

自分撮りの画像をSNSやメールで友達に送信したつもりで、知らず知らずのうちに悪意のある第三者に送信されて被害を受けた経験がある人は多いかもしれません。

本人に知らずに写すかもしれない写真や動画を撮ってSNSにアップしたり、メールで友達に送信したりするのは、悪意のある第三者に送信されて被害を受ける可能性があります。

02 匿名相談から 誘拐に!?

匿名で知り合った人とLINEで話をしていると、突然誘拐に巻き込まれる可能性があります。

インターネット上で知り合った人とLINEで話をしていると、突然誘拐に巻き込まれる可能性があります。

03 男子も被害に 遭っている!

男性被害者に対する被害は増加傾向にあり、SNSやメールで写真のやり取りをした結果、悪意のある第三者に撮影されてしまったという被害も発生しています。

性被害に遭っているのは女子だけではなく、男子も性被害に遭う可能性があります。SNSやメールでのやり取りには注意が必要です。

04 交際相手に写真を 拡散された!

交際相手との写真や動画をSNSやメールで送信したつもりで、知らず知らずのうちに悪意のある第三者に送信されて被害を受けた経験がある人は多いかもしれません。

交際の相手と一緒に撮った写真や動画をSNSやメールで送信したつもりで、知らず知らずのうちに悪意のある第三者に送信されて被害を受けた経験がある人は多いかもしれません。

2023年7月13日から犯罪構成要件が変更されました。

AV出演被害問題を知っていますか?

AV出演被害問題は、本人の意思に反して撮影・収録された映像がインターネット上で公開されることで発生します。被害者は、AV出演被害を受けた場合、刑事罰の対象となります。

内閣府の調査によると、AV出演被害を受けた被害者は、約10万人に達しています。

AV出演被害防止法が施行されました。

AV出演被害防止法は、AV出演被害を受けた被害者を支援するための法律です。被害者は、AV出演被害を受けた場合、刑事罰の対象となります。

三葉県「DV・妊娠SOS・性暴力」相談

LINE相談もしています!

LINEに載せる相談窓口

三葉県「DV・妊娠SOS・性暴力」相談

三葉県「DV・妊娠SOS・性暴力」相談

別添5【小学生向け「よりこ」チラシ（表面）】











**みんなに
してほしいこと**

**きみのからだも おともだちのからだも
ぜんぶ たいせつ なんだ。
わすれないでね。**


**ぼくは いつでも
おそらから みているよ!**

チェック 1

 ほかのひとの プライベートゾーンを
かってに みたり さわったり
しないように しようね!

チェック 2

 プライベートゾーンを みられたり
さわられたりしたら、
「いや」って いおうね!
おとなにも おはなししてね!

チェック 3

 いやなことを されている
おともだちが いたら
おとなに おはなししてね!

【小学生向け「よりこ」チラシ（裏面）】


**プライベートゾーンは
どこかな?**




こたえは・・・
みずぎを きると かくれるところ。
じぶんだけの だいじなばしょ だよ。
おくちや、おとこの子のむねも だいじなぶふんだよ。

もし、きみがプライベートゾーンを
みられたり、さわられたりしたら、
わるいひとはだれ?


**わるいのは、きみじゃない。
みたり、さわったりしたひとだよ。**

保護者の方へ・・・

大切なお子さんの心と身体を守るために、プライベートゾーン
についてお話ししてあげてください。


 <プライベートゾーンとは>
「水着を着ると隠れる部分」のこと
 自分だけの大事な場所で、
 誰かに見せたり触らせたりしてはいけない。
 もし、見られたり触られたりしそうになったら
 「いや」と言う。大人に相談する。
 ※ お口(男の子の胸)も大事な部分、勝手にキスして(触って)はいけない。

このプライベートゾーンの知識は「自分を守る力」になります。

お子さんからSOSがあったら?

お子さんの話を傾聴してあげてください
 大きく嫌いたり、驚きすぎたり、疑ったりすると、子どもは話を引ひき込めて
 しまいます。
 → 一呼吸おいて、「よく話してくれたね」と伝えてあげてください。

被害にあったお子さんを買めないで
 「なぜ」「どうして」という言葉をつかうと、お子さんは責められているよう
 に感じます。
 → 「あなたは悪くないよ」と伝えてあげてください。

専門家に相談しましょう
 被害の内容を聞きすぎたり、「忘れなさい」等と被害にツタをしないだけで
 さい、お子さんを支えるために、保護者の方にもサポートが必要です。

→ (裏面)
みえ性暴力被害者支援センター よりこ
 へ相談してください

別添6【「SANE」チラシ】

みえ SANE Letter

SANE(Sexual Assault Nurse Examiner) Vol.2

2023年8月号

～性暴力被害者の医療的支援を推進するためのおたより～

『院内で性暴力被害者の受診に対応することになったら・・・』



SANE(Sexual Assault Nurse Examiner)は、性暴力に関連する心理・身体・社会および法医学的な知識・技術・態度について専門的な教育を受けた看護師です(日本フォレンジック看護学会認定)。三重県内の4名の SANE が三重県から委嘱を受けて、性暴力被害者の医療的支援の充実をめざし活動をしています。

同意のない性交渉は性犯罪・性暴力です 被害直後の心情は？

どうしたらいいかわからない!!!
誰にも相談できないし・・・
自分が悪いのかもしれない・・・

コンビニのトイレの広告でみたけど・・・
「性暴力被害者支援センターより」
に相談してみようかな・・・

どうして？絶対にゆるせない!
今すぐ処罰してほしい!
警察に連絡してみよう

すべての被害者が、警察や性暴力被害者支援センター「よりこ」にすぐにつながり、適切な支援を受けているのでしょうか。実際は、無理やり性交渉をされても、女性の58%、男性の70%がどこにも相談していません(内閣府 令和3年度実態調査より)。このように、性暴力被害は、相談しづらいという特徴を持っています。つらい状況下で、やっとの思いで関連機関につながっても、適切な支援が受けられない場合、被害者にとって被害以上の傷つきを受ける場合があります。このことから、私たち医療者は、被害者の心情と適切な支援方法を知っておく必要があります。

被害者の受診対応についてイメージをしてみましょう



被害にあったら、被害者はまずどこに相談するでしょうか、どこにつながるでしょうか



よって、1. 本人による直接受診 2. 性暴力被害者支援センターよりこ支援員同伴の受診 3. 警察官同伴の受診 等が考えられます。医療者は、被害者に二次被害を与えないよう、様々な機関の担当者と連携した対応が求められます。

電話を受けたら

病院に到着したら

診察から帰宅まで

<p>1 安全の確認 現在、安全な場所にいるか、 受診までの手段をたずねる</p>	<p>1 安心・安全の確保 担当者の挨拶 安心・安全でプライバシーの 守られる場所の確保</p>	<p>1 証拠採取・保存(被害直後) 証拠採取キットを用いた採取 下着、洋服の証拠付着の確認 身体に触れる際は了承を得る</p>
<p>2 緊急度の確認 被害内容、経過時間 けがの有無</p>	<p>2 被害状況の確認 警察、支援員から聴取(本人に 同じことを何度も聞かない) 本人には心情に配慮して聴取</p>	<p>2 記録 全身のフィジカルアセスメント と証拠記録、写真撮影(スケッチ 子による受傷部位の記録)</p>
<p>3 病院でできることの説明 来院する目的の確認 病院でできることの説明 病院内への入りかた</p>	<p>3 情報収集とアセスメント 一番心配なこと、いま希望するこ とを把握したうえでケアを立案 身体的・心理的・社会的視点</p>	<p>3 治療・検査・処方 傷などの治療、感染症検査 レイプドラッグの検出検査 緊急避妊ピル処方と内服確認</p>
<p>4 持ち物・過ごし方 証拠採取可能なため、被害直後 は、シャワー・うがい・飲水をせず、 被害時の下着・衣服を持参して来 院することを指示</p>	<p>4 説明と同意 実施可能な支援の説明と同意 公費負担等の説明と同意 診察する医師の性別の了承</p>	<p>4 帰宅後の注意点の説明 今後おこりうる精神症状の説明 受診先、支援機関の情報提供 帰宅方法、次回受診日の確認</p>

三重県立総合医療センター 水谷智子 済生会松阪総合病院 村田めぐみ 伊勢赤十字病院 小林千奈津 三重県立看護大学 杉山泰子

三重県環境生活部くらし・交通安全課

詳しくは SANE におたずねください

犯罪被害に遭われた方・ご遺族の方へ

三重県犯罪被害者等 見舞金制度のご案内

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、又は重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金を給付します。

対象となる犯罪被害

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為

（過失犯を除きます。※平成31年4月1日以降に発生した犯罪被害に限ります。）

給付が受けられる要件

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、三重県内に住所を有する犯罪被害者及びご遺族

給付がされない場合

- 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（3親等内）がある場合（ただし、被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除く。）
- 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき。
- 見舞金を給付することが社会通念上適切でないと思われるとき。

等

給付の申請方法・申請期限

（申請方法） 下記申請窓口あて郵送又は直接ご持参ください。

（申請期限） 当該犯罪被害を知った日から1年以内

（ただし、犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができません。）

（申請窓口） 三重県環境生活部 暮らし・交通安全課

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL 059-224-2664

（相談窓口） 公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター

TEL 059-213-8211



申請様式等はこちらでダウンロード可能です。

（県ホームページ）

別添7【①三重県犯罪被害者等見舞金外国語版チラシ（日本語、裏面）】

見舞金の種類・支給額、給付対象者

○ 遺族見舞金 60万円

＜給付対象者＞

犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の遺族であって、犯罪行為が行われた時に三重県内に住所を有する第1順位遺族※1

※1 第1順位遺族・・・以下の①～⑪の遺族のうち、最も数字の小さい遺族

- 1 ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない犯罪被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

（注）○内数字は、支給を受けられる遺族の順位

（注）第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合、第2順位以降の遺族は申請をすることはできません。

○ 重傷病見舞金 20万円

＜給付対象者＞

犯罪行為によって、重傷病（療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断された）を負った犯罪被害者ご本人

○ 精神療養見舞金 5万円

＜給付対象者＞

特定の犯罪行為※2によって、精神疾患（療養の期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断された）を負った犯罪被害者ご本人

※2 特定の犯罪行為・・・殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。

殺人未遂、強盗、強姦性交等、強制わいせつ、略取誘拐及び人身売買

申請に必要な書類

- 「三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書」
 - 「犯罪被害申告書」
 - 「三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書」
 - 「三重県犯罪被害者等見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書」
 - 添付書類（住民票、盗難等被害届出証明書、診断書又は死体検案書等）
- ※ 上記申請用紙及び申請時の必要な添付書類等について、詳しくは三重県ホームページをご確認ください。

給付決定の取り消し・見舞金の返還

- 給付決定後、給付を受ける資格がないと判明したとき、偽りその他不正の手段によって給付決定を受けたと認められたときは、給付決定が取り消されます。
- 給付決定が取り消された場合、既に見舞金が給付されていたときは、返還しなければなりません。

Para quienes han sido víctimas de delitos y los familiares en caso de muerte

Información sobre el sistema de subsidio de condolencia a las víctimas de delitos y otros en la Prefectura de Mie (スペイン語)

Se proporciona subsidio de condolencia a fin de reducir la carga económica a los familiares de las víctimas de delitos intencionales con consecuencia de muerte como asesinato entre otros, así como a las víctimas que han sufrido lesiones, enfermedades graves o enfermedades psicológicas.

Quienes son considerados víctima de delito

Todos los delitos cometidos "en Japón" o "fuera de Japón a bordo de un barco o avion japones" que cause daño a la vida o el cuerpo de una persona
(Excepto delitos por negligencia ※Sólo para los delitos que ocurrieron a partir de 1 de abril de 2019)

Requisitos para recibir el subsidio

Las víctimas y los familiares residentes en la Prefectura de Mie en el momento del delito

Casos que no podrán recibir el subsidio

Por ejemplo:

- Si el autor del crimen y la víctima o el familiar de primer orden tienen un parentesco (dentro del tercer grado de consanguinidad) (a menos que la víctima estuviera con custodia de una persona menor de 18 años)
- Si la víctima fue quien incitó a cometer el delito
- Si la persona es socialmente no aceptable para recibir el subsidio

Forma de solicitar el subsidio / plazo de solicitud

[Forma de solicitar] Envíe la solicitud por correo o llévela directamente a la ventanilla de solicitud.

[Plazo de solicitud] Dentro del plazo de 1 año a partir de la fecha de tener conocimiento del delito (En caso que sobrepase los 7 años desde la fecha del delito, no podrá solicitar el subsidio.)

[Ventanilla de solicitud] Sección de Vida Cotidiana e Seguridad del Tráfico del Departamento de Medio Ambiente y Vida Cotidiana de la Prefectura de Mie

〒514-8570 Tsu-shi, Komei-cho 13 Tel: 059-224-2664

[Ventanilla de consulta] Centro de Asistencia General a las Víctimas del Crimen de Mie (personería jurídica especificada sin lucro) Tel: 059-213-8211



El formulario de solicitud puede descargarse aquí.

(Página Web de la prefectura)

別添 7 【②三重県犯罪被害者等見舞金外国語版チラシ（スペイン語、裏面）】

Los tipos de subsidios de condolencia, el valor de subsidio y las personas que pueden recibir el subsidio

○Subsidio de condolencia a los familiares de los fallecidos 600.000 yenes

< Las personas que pueden recibir el subsidio >

El familiar de primer orden (*1) de la víctima del crimen que ha fallecido como resultado de un acto criminal y que tenía la dirección en la Prefectura de Mie en el momento de la ocurrencia del acto criminal

※ 1 El familiar de primer orden ... El familiar con el número menor entre los siguientes ① al ⑪

- 1 ①Cónyuge (incluye la persona en circunstancias similar a una relación marital de hecho)
- 2 ②Los hijos, ③los padres, ④los nietos, ⑤los abuelos ⑥los hermanos cuyo sustento se haya mantenido con los ingresos de la víctima
- 3 ⑦Los hijos, ⑧los padres, ⑨los nietos, ⑩los abuelos o ⑪los hermanos que no corresponden a "2"

[Nota] Los números en círculos indican el orden de los familiares que pueden recibir el subsidio.

[Nota] Si el familiar de primer orden no solicita el subsidio de condolencia, los demás familiares no pueden solicitarlo.

○Subsidio de condolencia por lesiones o enfermedades graves 200.000 yenes

< Las personas que pueden recibir el subsidio >

Las víctimas que sufrieron lesiones o enfermedades graves como consecuencia del delito (diagnostico medico de 1 mes o más de tratamiento y 3 días o más de hospitalización en total)

○Subsidio de condolencia por psicoterapia 50.000 yenes

< Las personas que pueden recibir el subsidio >

Las víctimas de un delito específico (*2) con consecuencia de enfermedades mentales (diagnostico medico de 3 meses o más de tratamiento y 3 días o más de ausencia en el trabajo en total)

※ 2 Delito específico ... Se incluye no sólo el intento de asesinato, sino también otros intentos del crimen.

Intento de asesinato, robo, relaciones sexuales forzadas, indecencia forzada, secuestro y tráfico de personas

Documentación necesaria para solicitar

- "Solicitud de subsidio de condolencia a las víctimas del crimen etc., de la Prefectura de Mie (subsidio de condolencia a los familiares de los fallecidos)"
【三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書】
- "Formulario de declaración de las víctimas del crimen"
【犯罪被害申告書】
- "Formulario de aplicación del familiar representante a recibir el subsidio de condolencia a las víctimas del crimen etc., de la Prefectura de Mie (subsidio de condolencia a los familiares de los fallecidos)"
【三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書】
- "Solicitud de subsidio de condolencia a las víctimas del crimen etc., de la Prefectura de Mie (subsidio de condolencia por lesiones o enfermedades graves / psicoterapia)"
【三重県犯罪被害者等見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書】
- Documentos adjuntos (registro de domicilio, certificado de notificación de víctima del robo etc., y certificado médico o documento de caso de inspección de cadáveres etc.)

※ Para mayor información sobre el formulario de solicitud arriba mencionado y los documentos adjuntos necesarios para la solicitud, verifique la página Web de la Prefectura de Mie.

Cancelación de la determinación del subsidio / devolución del subsidio de condolencia

- Si después que se haya tomado la determinación del subsidio, y se descubre que no tiene derecho a recibirlo o si se reconoce que ha recibido la determinación del subsidio por medios falsos u otros medios fraudulentos, la determinación del subsidio será cancelada.
- Si la determinación de subsidio es cancelada, debe devolver el dinero.

Às vítimas de crimes e familiares de vítimas de homicídio

(ポルトガル語)

Sobre o sistema de pagamento de indenização para vítimas de crimes da Província de Mie

O pagamento de indenização é fornecido aos familiares de vítimas de homicídio, assim como às vítimas de crimes que sofreram lesão corporal grave ou desenvolveram transtornos mentais, com o propósito de reduzir os encargos financeiros.

Crimes cabíveis

Atos classificados como crimes causadores de lesão corporal ou contra a vida das pessoas, ocorridos "em território japonês" ou "dentro de embarcações ou aeronaves japonesas localizadas em território exterior"

(Não inclui crimes de negligência. *Limita-se aos crimes ocorridos no dia 1 de abril de 2019 em diante.)

Requisitos para concessão da indenização

Têm direito a receber a indenização, a vítima de crime, ou familiar de vítima de homicídio, com endereço na Província de Mie no momento da ocorrência do ato criminoso sofrido.

Casos em que não é concedida a indenização (exemplos)

- Quando houver parentesco (até terceiro grau) entre o agressor e a vítima ou familiar classificado como primeiro beneficiário (exceto quando a vítima estiver exercendo a custódia de um menor de 18 anos),
- Quando a vítima induziu o ato criminoso,
- Quando se reconhece que a concessão da indenização é socialmente inadequada.

Procedimento e prazo para solicitação da indenização

[Procedimento] Enviar a solicitação por correio, ou entregar pessoalmente, ao setor de atendimento descrito abaixo.

[Prazo de solicitação] Dentro de 1 ano a partir da data de reconhecimento do crime correspondente (No entanto, não é possível solicitar após passados 7 anos a partir da data do crime.)

[Setor de atendimento] Seção de Segurança na Vida Cotidiana e Trânsito, Departamento da Vida e Meio-ambiente da Província de Mie
〒514-8570 Tsu-shi, Komei-cho 13 Tel: 059-224-2664

[Contato para consultas] Centro de Apoio Geral às Vítimas de Crimes de Mie
(associação incorporada de interesse público) Tel: 059-213-8211



Acesse o código QR para fazer o download do formulário de solicitação.

(Website da província de Mie)

別添7 【③三重県犯罪被害者等見舞金外国語版チラシ（ポルトガル語、裏面）】

Tipos de indenização, valores e beneficiários

- Indenização para familiares de vítimas de homicídio 600.000 ienes

<Beneficiários>

O primeiro beneficiário (*1) deve ser um familiar da vítima e possuir endereço na Província de Mie no momento da ocorrência do crime.

*1 Primeiro beneficiário: é o familiar que corresponder ao menor número de ① a ③ a seguir:

- 1 ①Cônjuge (incluindo aqueles em união estável ou circunstância semelhante)
- 2 ②Filhos, ③pais, ④netos, ⑤avós ou ⑥irmãos dependentes da vítima
- 3 ⑦Filhos, ⑧pais, ⑨netos, ⑩avós ou ⑪irmãos que não se enquadram no item "2" acima

[Obs.] Os números circulos correspondem à ordem de prioridade para recebimento da indenização.

[Obs.] A omissão da solicitação do pagamento da indenização pelo primeiro beneficiário não concede o direito de solicitação pelo segundo e seguintes beneficiários.

- Indenização para tratamento de lesão corporal ou moléstia grave 200.000 ienes

<Beneficiários>

Vítima de ato criminoso que sofreu lesão corporal ou moléstia grave (cujo tratamento médico necessite de 1 mês ou mais, além de um total de 3 dias ou mais de internação).

- Indenização para tratamento de transtorno psicológico 50.000 ienes

<Beneficiários>

Vítima de ato criminoso específico (*2) que, em consequência do crime, desenvolveu algum transtorno psicológico (cujo tratamento médico necessite de 3 meses ou mais, além de um total de 3 dias ou mais de afastamento do trabalho).

*2 Ato criminoso específico: refere-se ao crime de tentativa de homicídio e aos crimes e tentativas de crime de roubo, estupro, abuso sexual, sequestro e tráfico humano.

Documentos necessários para a solicitação

- "Formulário de solicitação da indenização para vítimas de crimes (familiares de vítimas de homicídio) da Província de Mie"
三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）納付申請書
- "Relatório de danos criminais"
犯罪被害申告書
- "Indicação do beneficiário da indenização para vítimas de crimes (familiares de vítimas de homicídio) da Província de Mie"
三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書
- "Solicitação do pagamento da indenização para vítimas de crimes da Província de Mie (indenização para tratamento de lesão corporal grave ou transtorno psicológico)"
三重県犯罪被害者等見舞金（重症病・精神療養見舞金）給付申請書
- Documentos a serem anexados (comprovante de residência, comprovante de queixa de danos causados por roubo, atestado médico ou atestado de óbito, etc.)

*Para os formulários de solicitação acima e mais detalhes sobre os documentos a serem anexados, consulte o website da Província de Mie.

Cancelamento da aprovação/devolução da indenização

- Mesmo após a aprovação do pagamento da indenização, o pagamento da indenização será cancelado em caso de descoberta de falsificação ou fraude no processo de solicitação, ou do não cumprimento dos requisitos.
- Caso a aprovação seja cancelada após o pagamento já ter sido efetuado, o valor da indenização deverá ser devolvido.

For Crime Victims and Families of Deceased Crime Victims

(英語)

Information on Mie Prefecture's Consolation Payment System for Crime Victims, etc.

Consolation payments are made to families of deceased crime victims who suddenly lost their lives because of intentional crimes, such as murders, as well as to crime victims who have suffered from severe injuries, illnesses or mental disorders caused by crimes in order to help them reduce their financial burdens.

Crimes Covered by the Consolation Payment System

The consolation payment system covers crimes committed "in Japan" or "on Japanese ships/airplanes outside Japan" which caused loss of life or physical harm. (Except for crimes of negligence ※Only crimes committed on and after April 1, 2019 are covered by the system.)

Condition for Payment

Consolation payments are made only to crime victims or families of deceased crime victims who lived in Mie Prefecture when the crimes were actually committed.

Rejection of Payment

There are cases where no consolation payment is made, for example:

- If the criminal is a relative (within the third degree of kinship) of the crime victim or the primary member of his or her family. (Except in the case where the crime victim used to take actual care of a person under 18)
- If the criminal act was triggered by the crime victim.
- If it is regarded as inappropriate under normal social conventions to make a consolation payment to the applicant.

Procedure and Deadline for Application

[Procedure] Please send your application forms by post or bring them directly to the following place of application.

[Deadline] We accept your application for just one year after you get informed about the crime. (Note: You are no longer eligible to make your application if seven or more years have already passed since the occurrence of the crime.)

[Place of application] Division of Life and Traffic Safety, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu-shi 514-8570 Phone: 059-224-2664

[Consultation service] Mie Comprehensive Support Center for Crime Victims
(public interest incorporated association) Phone: 059-213-8211



You can download the application forms, etc. here.

(Mie Prefecture's website)

別添 7 【④三重県犯罪被害者等見舞金外国語版チラシ（英語、裏面）】

Types and Amounts of Consolation Payments and Those Eligible to Receive Them

○ Consolation Payments to Families of Deceased Crime Victims 600,000 yen

<Those eligible for consolation payments of this type >

The primary member of the family of a deceased crime victim (*1) who lived in Mie Prefecture when the crimes were actually committed

*1 Primary member of the family of a deceased crime victim --- Among the members of the family of a deceased crime victim (① to ⑪) shown below, someone indicated by the smallest number, also referred to as the "primary member of the family of the victim," is eligible for a consolation payment of this type.

1 Spouse (①) (also in the case of de facto marriage) of the deceased crime victim

2 Any of the children (②), parents (③), grandchildren (④), grandparents (⑤) and siblings (⑥) of the deceased crime victim who used to live their daily lives under the financial support from the victim

3 Any of the children (⑦), parents (⑧), grandchildren (⑨), grandparents (⑩) and siblings (⑪) of the deceased crime victim who do not meet the condition mentioned in "2"

[Note] The numbers shown above indicate who is more or less eligible to receive a consolation payment of this type in the family of a deceased crime victim.

[Note] If the first eligible primary member of the family of a deceased crime victim does not apply for a consolation payment of this type, the next potentially eligible family members are not qualified to make an application.

○ Consolation Payments for Severe Injuries or Illnesses 200,000 yen

<Those eligible for consolation payments of this type >

Crime victims who have suffered from severe injuries or illnesses caused by crimes

(Note: Applicants are required to have been diagnosed by a doctor as needing medical treatment for one or more months and hospitalization for three or more days in total.)

○ Consolation Payments for Mental Care 50,000 yen

<Those eligible for consolation payments of this type >

Crime victims who have suffered from mental disorders caused by the specified crimes (*2)

(Note: Applicants are required to have been diagnosed by a doctor as needing medical treatment for three or more months and leave of absence for three or more days in total.)

*2 Specified crimes ---The "specified crimes" cover the following types of crimes including attempted ones (like attempted murders).

Attempted murder, robbery, rape, indecent assault, abduction and human trafficking

Documents Required for Application (Description in English and Original Japanese Title)

○ "Application Form for a Consolation Payment (to Someone in the Family of a Deceased Crime Victim) Made by Mie Prefecture"

【三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書】

○ "Declaration of Damage Caused by the Crime"

【犯罪被害申告書】

○ "Notice of Determination of the Recipient of a Consolation Payment (to Someone in the Family of a Deceased Crime Victim) Made by Mie Prefecture"

【三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書】

○ "Application Form for a Consolation Payment (for Severe Injuries or Illnesses as well as for Mental Care) Made by Mie Prefecture"

【三重県犯罪被害者等見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書】

○ Accompanying documents (residence certificate, certificate of filing a victim report (due to theft, etc.) and medical certificate or postmortem certificate, etc.)

* For further information on the application forms and accompanying documents mentioned above, please check the website of Mie Prefecture.

Cancellation and Return of Consolation Payments

○ Even after your application is approved, we will cancel the consolation payment to you if it has turned out that you are not eligible to receive the payment or you have gained our approval by making a false report or committing a fraud.

○ After the cancellation of the consolation payment to you, you must return it to us if you have already received it.

致遭受犯罪侵害的被害人和遗属

(簡体中国語)

三重县犯罪被害人等 抚慰金制度的指南

为了减轻因杀人等故意犯罪行为导致的意外死亡的犯罪被害人的遗属或身负重伤病、精神疾患的犯罪被害人的经济负担，提供抚慰金。

犯罪被害的对象

指在“日本国内”或“日本国外的日本船舶或日本飞机内”侵害他人生命或身体的犯罪行为
(过失犯除外。※只限2019年4月1日以后发生的犯罪被害。)

可接受补偿的条件

遭受犯罪被害原因的犯罪行为时，拥有在三重县内住址的犯罪被害人及遗属

不可接受补偿时

- 犯罪被害人或第一顺位的遗属与犯罪人之间属于亲属关系(3等亲内)时(但是，被害人正在监护不满18岁的人时除外。)
- 犯罪被害人诱发犯罪行为时
- 补偿抚慰金不适合社会上共同认知时

等

补偿的申请方法和申请期限

申请方法：请将申请表寄送到以下申请窗口或直接送到窗口。

申请期限：从知悉遭受该当犯罪被害之日起1年以内
(但是，从发生犯罪被害之日起经过7年时不能提出补偿申请。)

申请窗口：三重县环境生活部 生活和交通安全课

邮编514-8570 津市广明町13番地

电话：059-224-2664

咨询窗口：公益社团法人 三重犯罪被害人综合支援中心

电话：059-213-8211



申请表等可点击此处下载。

(县主页)

抚慰金の種類、支払金額、補償対象

○遺属抚慰金 60万日元

<補償対象>

因犯罪行为死亡的犯罪被害人遗属，发生犯罪行为时拥有在三重县内住址的第一顺位的遗属（※1）

※1 第一顺位的遗属…以下的①～⑪遗属中顺位数字最小的遗属。

1 ①配偶者(包含与事实婚姻相同情况的人。)

2 依靠犯罪被害人的收入维持生活的犯罪被害人的②孩子、③父母、④孙子、⑤祖父母、⑥兄弟姐妹

3 指不属于“2”的该当犯罪被害人的⑦孩子、⑧父母、⑨孙子、⑩祖父母、⑪兄弟姐妹
(注)○内的数字，指可以领取抚慰金遗属的顺位。

(注)指第一顺位的遗属不申请该抚慰金时，第二顺位之后的遗属不能提出申请。

○重伤病抚慰金 20万日元

<補償対象>

因犯罪行为导致身负重伤病的犯罪被害人本人(医师诊断需要疗养1个月以上且合计住院3天以上)

○精神疗养抚慰金 5万日元

<補償対象>

因特定的犯罪行为(※2)，导致犯罪被害人本人患上精神疾病(医师诊断需要疗养3个月以上且合计不能从事劳务3天以上)

※2 特定的犯罪行为…包括故意杀人未遂以外的犯罪未遂行为。

故意杀人(未遂)、抢劫、强迫性交、强迫猥亵、绑架以及人口贩卖

申請時需提交的文件

- “三重县犯罪被害人等的抚慰金(遗属抚慰金)补偿申请书”
〔三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書〕
- “犯罪被害申报书”
〔犯罪被害申告書〕
- “三重县犯罪被害人等的抚慰金(遗属抚慰金)领收代表人决定申请表”
〔三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書〕
- “三重县犯罪被害人等的抚慰金(重伤病、精神疗养抚慰金)补偿申请书”
〔三重県犯罪被害者等見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書〕
- 附属文件(住民票、被盗等被害申报证明、诊断书或尸检报告等)

※有关上述申请表及申请时需提交附属文件等，详细请确认三重县主页。

取消补偿认定和退还抚慰金

- 补偿认定后，一旦判明没有接受补偿资格，或并认为是通过伪装等其它非法手段接受补偿认定时，则取消补偿认定。
- 取消补偿认定时，如果已经支付了补偿抚慰金则必须退还。



**ひとりでお悩みでは
ありませんか**

私たちは、犯罪による被害に遭われた方々のご相談をうけております。
困っているときは、寄り添いながら支援をさせていただきます。
あなたの声を聞かせてください。

〇〇市(□□町)



目次

犯罪被害に遭われた方々のための相談窓口

犯罪被害者等支援に関する相談窓口一覧	1～4
・公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター	1
・みえ性暴力被害者支援センター・よりこ（寄り添う心）	1
・公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク	1
・県の相談窓口	2
・警察の相談窓口	2
・津地方検察庁（被害者ホットライン）	3
・三重弁護士会（犯罪被害者支援センター）	3
・日本司法支援センター（法テラス）	3
・公益財団法人 暴力追放三重県民センター	3
・公益社団法人 犯罪被害者救済基金	4
・公益財団法人 日本財団（まごころ奨学金係）	4
その他（悩み・困りごとに関する）県の相談窓口一覧	4～5
犯罪被害者団体（自助グループ）	6
・三重県交通通児を励ます会	6
・生命のメッセージ展(三重実行委員会)	6
・いのちの言葉プロジェクト	6
〇〇市（□□町）の対応窓口一覧（例）	7
（参考）三重県内各市・町の犯罪被害者等相談窓口一覧	9



犯罪被害に遭われた方々のための相談窓口

犯罪被害者等支援に関する相談窓口一覧

犯罪に遭われた方やそのご家族、ご遺族のための相談窓口です。

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター

(三重県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体)

相談・支援 内 容	犯罪被害についての電話・面接相談 ～病院や裁判所等への付き添い等～
電話・面接相談 受付時間	【電話番号】 059-221-7830 (なやみなし) 【受付時間】 月～金 (年末年始、祝日を除く) 10:00～16:00

みえ性暴力被害者支援センター・よりこ(寄り添う心)

相談・支援 内 容	性犯罪・性暴力被害に遭われた方の専門相談 ～医療機関の紹介、関係機関への引継ぎ・紹介等～
電話・面接相談 受付時間	【電話番号】 059-253-4115 (よりこ) 【受付時間】 月～金 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00

公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク

犯罪被害者等電話相談 全国共通ナビダイヤル	【電話番号】 0570-783-554 (なやみはここよ) 【受付時間】 7:30～22:00 (12/29～1/3までを除く)
対 応 内 容	【お住まいの県の被害者支援センター開設時間内の場合】 (例) 10:00～16:00の時間内に、三重県内から上記ナビダイヤルへお電話いただくと、 (公社) みえ犯罪被害者総合支援センター (開設時間平日10:00～16:00) へ直接つながり、電話相談・面接相談・直接的支援にしています。 【お住まいの県の被害者支援センター開設時間外の場合】 (例) 7:30～10:00、16:00～22:00の時間内に、三重県内から上記ナビダイヤルへお電話いただくと、 「犯罪被害者等電話サポートセンター」 につながり、電話相談にしています。 ※ その後、必要に応じてお住まいの県の被害者支援センターへ引き継ぎます。 【22:00～7:30までの間に上記ナビダイヤルへお電話いただいた場合】 ガイダンス対応となります。

県の相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間	
犯罪被害者等の支援に関する総合窓口 (三重県犯罪被害者等見舞金)	くらし・交通安全課	059-224-2664	月～金 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15	
交通事故に関する相談	くらし・交通安全課	059-224-2201	火～金 (年末年始、祝日を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00	
DV被害に関する相談	女性相談所	059-231-5600	月～金 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00 火・木は、20:00まで	
児童虐待に関する相談 管轄の児童相談所が分からない方は、 児童相談所 全国共通ダイヤル 189 (いちばやく) 【24時間対応】	児童相談センター (児童相談所)	北勢児童相談所 (桑名市、いなべ市、四日市市、 桑名郡、員弁郡、三重郡)	059-347-2030	月～金 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
		鈴鹿児童相談所 (鈴鹿市、龜山市)	059-382-9794	月～金 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
		中勢児童相談所 (津市、松阪市、多気郡)	059-231-5666	月～金 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
		南勢志摩児童相談所 (伊勢市、鳥羽市、志摩市、 度会郡)	0596-27-5143	月～金 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
		伊賀児童相談所 (伊賀市、名張市)	0595-24-8060	月～金 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
		紀州児童相談所 (尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、 南牟婁郡)	0597-23-3435	月～金 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15

警察の相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
犯罪被害者等の支援に関する相談	三重県警察本部 被害者支援室	059-222-0110 (代)	月～金 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
性犯罪被害に関する相談、 犯罪被害者へのアドバイス	三重県警察性犯罪被害 相談電話	#8103 (ハートさん) 又は 0120-110919	24時間対応
犯罪被害に遭われた少年に 関する相談	少年相談110番	0120-417867	月～金 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00
暴力団犯罪による被害者からの 相談	暴力相談電話	059-228-8704	月～金 (年末年始、祝日を除く) 9:00～16:00
外国人の方からの犯罪被害等 に関する相談	国辦事犯相談電話	059-223-2030	月～金 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00
警察活動に関する相談	警察安全相談電話	#9110 又は 059-224-9110	月～金 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00

津地方検察庁(被害者ホットライン)

相談内容	犯罪被害についての相談、事件に関する問合せ
電話・面接相談 受付時間	【電話番号】 相談専用 059-228-4166 【受付時間】 月～金(年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00

三重弁護士会(犯罪被害者支援センター)

相談・支援 内 容	1 被害回復のための法律相談 ～示談交渉、裁判の受任、被害者等の権利の確立・保護活動(マスコミ対策)、加害者からの権利侵害の予防、救済活動等～ 2 DV被害についての面談相談 ～DV被害に遭われたご本人及びそのご親族に対する法律相談～
面接相談 申込方法	1 被害回復のための法律相談 ※ 原則、面談による相談 相談場所＝担当弁護士の法律事務所、弁護士会館、同四日市支部 ただし、相談者が犯罪の被害等のため移動困難な場合等は電話等による相談も可能です。(初回無料) 【申込方法】 電話、弁護士会窓口にて事前に申し込みください。 【電話番号】 059-228-2232 【受付時間】 月～金(年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00 2 DV被害についての面談相談 【申込方法】 電話、事前に申し込みください。 【電話番号】 059-228-2232(三重弁護士会) 059-352-1756(三重弁護士会四日市支部) 【受付時間】 月～金(年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00

日本司法支援センター(法テラス)

相談、支援内容	相談窓口の案内、法制度の紹介、弁護士の紹介
電話・面接相談 受付時間	【電話番号】 犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714(なくことないよ) 【受付時間】 月～金 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く) 【電話番号】 日本司法支援センター三重地方事務所 0570-078344 ※IP電話をご利用されている場合は、050-3383-5470 【受付時間】 月～金(年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00

公益財団法人 暴力団放三重県民センター

相談内容	暴力団員による不当な行為等の相談
電話・面接相談 受付時間	【電話番号】 相談専用 0120-31-8930 (やくざゼロ) 代表電話 059-229-2140 【受付時間】 月～金 (年末年始、祝日を除く) 9:00～16:00

公益社団法人 犯罪被害救済基金

目的・主な活動内容	犯罪行為により不慮の死を遂げ、又は重傷害を受けた方の子弟のうち、経済的理由で就業が困難な方に対し、奨学金など犯罪被害にかかる救済事業を行っています。(奨学金等給与事業、支援金支給事業)
電話・連絡先等	【電話・FAX番号】03-5226-1020 【URL】 http://kyuenkikin.or.jp 【Xアカウント】@kyuenkikin

公益財団法人 日本財団(まごころ奨学金係)

目的・主な活動内容	保護者(父または母など)が、交通事故・詐欺被害・傷害・殺人など理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となったために、奨学金の貸与を必要とする家庭の子どもで、高校、専修学校(専門課程・高等課程)、高等専門学校、短大、大学、大学院に在学しているか、進学を予定している方に対し、奨学金を給付する事業を行っています。
電話・連絡先等	【電話番号】 03-6229-5111 【URL】 http://mf-yoho.com/ 【Eメール】 magokoro@ps.nippon-foundation.or.jp

その他(悩み・困りごとに関する)県の相談窓口一覧

生活上の悩みや困りごとの相談窓口です。

相談内容	窓口名称	電話番号	受付時間
性別にとらわれず自分らしく生きていくうえでのさまざまな悩みに関する相談	フレンドみえ相談室	059-233-1133	○女性相談員対応日 火～日 9:00～12:00 火、金、土、日 13:00～15:30 不曜 17:00～19:00 月曜(祝日の場合のみ対応) 9:00～12:00 13:00～15:30 (年末年始、祝日(月曜が祝日の場合はその翌平日)を除く)
		059-233-1134	○男性相談員対応日 第1不曜 17:00～19:00 ○性の多様性に関する相談 第3金曜 13:00～19:00

その他(悩み・困りごとに関する)県の相談窓口一覧

生活上の悩みや困りごとの相談窓口です。

相談内容	窓口名称	電話番号	受付時間
消費生活に関するトラブル等の相談	三重県消費生活センター	059-228-2212	月～金 (年末年始、祝日を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00
人権に関する相談	三重県人権センター	059-233-5500	月～金 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00
ひきこもり専門電話相談・依存症専門電話相談	こころの健康センター	059-253-7826	毎週水曜 (年末年始、祝日を除く) 13:00～16:00
自殺予防・自死遺族電話相談		059-253-7823	月～金 (祝日の場合は火曜、年末年始を除く) 13:00～16:00

相談内容	窓口名称	電話番号	受付時間
計画していない妊娠等の悩み相談	妊娠SOSみえ「妊娠レスキューダイヤル」	090-1478-2409	月・水曜 15:00～18:00 土曜 9:00～12:00 (年末年始、祝日を除く)
身体障がいに関する相談及び支援	障害者相談支援センター	059-236-0400	月～金 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
高次脳機能障がいに関する相談及び支援	身体障害者総合福祉センター	059-231-0037	月～金 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
労働に関するあらゆる困りごと相談	三重県労働相談室	059-213-8290 059-224-3110	月・水・金 9:00～17:00 火・木 9:00～19:00 (年末年始、祝日を除く)
子どもの心やからだの問題、人間関係や生き方等に関する相談	教育相談	059-226-3729	月・水・金 9:00～21:00 火・木 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)
いじめに関する相談	いじめ電話相談	059-226-3779 059-226-3782	24時間対応
いじめやその他の子どものSOS全般に関する相談	24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310	24時間対応
学校における体罰に関する相談	体罰に関する相談	059-226-3729	月・水・金 9:00～21:00 火・木 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)
いじめをはじめとする様々な相談	子どもSNS相談みえ	SNSのみ	月～金 (年末年始、祝日を除く) 17:00～22:00

犯罪被害者団体(自助グループ)

自助グループとは、同じように被害を受けた当事者の方向士が互いに語り合い、精神的に支え合うことでやすらぎ、再び立ち上がろうとする方々の集まりです。

三重県交通遺児を励ます会(会長 安田厚子)

目的・主な活動内容	<p>【目的】 交通事故により、父母等の保護者を亡くした子どもへの支援活動と、交通安全活動をしているボランティア団体です。 会員皆が交通遺児家庭で、各種支援や交通遺児家庭同士の親睦を通し、子ども達の癒しと励みに繋がるよう、寄り添いを大切に活動しています。</p> <p>【主な活動内容】 ・小中高校入学祝、高校卒業祝、成人式祝、誕生日祝、夏休みやクリスマスにプレゼントを贈呈 ・年4回(春・夏・秋・年末)の行事…昼食会、追悼会、フラワーアレンジメント講習会、餅つき大会、遊園地・観光へのお招き等</p>
電話・連絡先等	<p>【電話・FAX番号】 【携帯電話番号】 059-364-5562 090-3855-5068</p> <p>【URL】 http://miekoutsuuij.localinfo.jp/</p>

生命のメッセージ展(三重実行委員会 代表 堀内奈穂子)

目的・主な活動内容	<p>【生命のメッセージ展】 理不尽に生命を奪われた被害者の一人ひとりの等身大の人型と被害者の方が生きた証の象徴である靴の展示です。人型には顔写真と残されたご家族のメッセージが添えられています。人型となった被害者の方々は「生命の大切さ」を伝えるメッセンジャーです。被害者のご家族は、一人でも多くの人にそのメッセージを受け取ってもらうために、各地で活動をしています。</p>
電話・連絡先等	<p>【携帯電話番号】 090-9338-0242</p> <p>【URL】 www.inochi-message.com/</p>

いのちの言葉プロジェクト(代表 鷲見三重子)

目的・主な活動内容	<p>【目的】 大切な家族を事件や事故で亡くした遺族と、大学生や応援して下さる方々とともに、いのちの灯り展や人形劇、講演会等を通じて、いのちの大切さや、社会のルールを守ることの重要性を伝える活動をしています。</p> <p>【主な活動内容】 各学校や企業、一般住民等に対して、遺族のラストメッセージ文や輝いていた時の絵が貼られた「いのちの灯り展」(灯籠)の展示、人形劇「しあわせの種」の上演、「ありがとうステッカー」の配布、「命の大切さを学ぶ教室」の講演会等を実施しています。</p>
電話・連絡先等	<p>【電話・FAX番号】 0594-76-7338</p> <p>【URL】 http://akari.readymade.jp/のメールフォームをご利用ください。</p>

〇〇市(〇〇町)の対応窓口一覧(例)

支援内容		相談窓口		電話番号	備考
全般	相談・総合的対応窓口	〇階	課		
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	〇階	課		
	寡婦年金(国民年金)	〇階	課		
	死亡一時金(国民年金)	〇階	課		
遺族・遺属的	遺族基礎年金(遺族基礎年金、遺族基礎年金、遺族基礎年金)	〇階	課		
	犯罪被害者等支援金	〇階	課		
障害が残った被害者	特別障害者手当	〇階	課		
	身体障害者手帳の交付	〇階	課		
	障害基礎年金(国民年金)	〇階	課		
	障害者福祉支援基金及び障害福祉法に基づく支援	〇階	課		
	障害者住宅改修費の給付	〇階	課		
	特別児童扶養手当	〇階	課		
	障害児福祉手当	〇階	課		
	療育手帳の交付	〇階	課		
ST/DV	住民基本台帳の閲覧制限	〇階	課		
	女性相談員配置事業	〇階	課		
	DV被害者の国民健康保険任意加入	〇階	課		
	母子生活支援施設への入所	〇階	課		
	DV被害者の市営住宅優先給付制度	〇階	課		
精神	精神障害者保健福祉手帳の交付	〇階	課		
医療	自立支援医療制度	〇階	課		
	心身障害者医療費公費負担制度	〇階	課		
	子ども医療費助成制度	〇階	課		
ひとりの親家庭	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	〇階	課		
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	〇階	課		
	高等職業訓練促進費等事業	〇階	課		
	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金	〇階	課		
	ひとり親家庭等生活支援員派遣事業	〇階	課		
	ひとり親家庭等生活支援員派遣事業	〇階	課		
	母子・父子自立支援員派遣事業	〇階	課		
	児童扶養手当	〇階	課		
子育て支援・児童虐待	家庭児童相談事業	〇階	課		
	児童手当	〇階	課		
	一時保育(一時預かり)事業	〇階	課		
	病児・病後児保育事業	〇階	課		
	ファミリー・センター	〇階	課		

支援内容		相談窓口		電話番号	備考
子育て支援	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	〇階	課		
	夜間看護等（トワイライト）事業	〇階	課		
	放課後児童クラブ（学童保育）	〇階	課		
支 就 援 学	養育費及び学費保護児童生徒援助費	〇階	課		
	新入学用居学組合の入学助成給	〇階	課		
	私立幼稚園就園奨励費補助	〇階	課		
各 種 相 談	無料弁護士相談	〇階	課		
	無料司法書士相談	〇階	課		
	人権相談事業	〇階	課		
	交通事故相談事業	〇階	課		
	消費生活相談事業	〇階	課		
	若者就業サポートステーション	〇階	課		
	教育相談	〇階	課		
介 護 ・ 保 護	福祉全般相談	〇階	課		
	健康相談	〇階	課		
	高齢者・介護に関する相談（地域包括ケアセンター）	〇階	課		
	生活保護制度	〇階	課		
	生活困窮者自立支援事業	〇階	課		
	税の猶予（市町県民税）	〇階	課		
	高齢者虐待防止事業	〇階	課		
	障害者虐待防止事業	〇階	課		
	成年後見制度利用支援事業	〇階	課		
	犯罪被害者の市町村定額先給還制度	〇階	課		

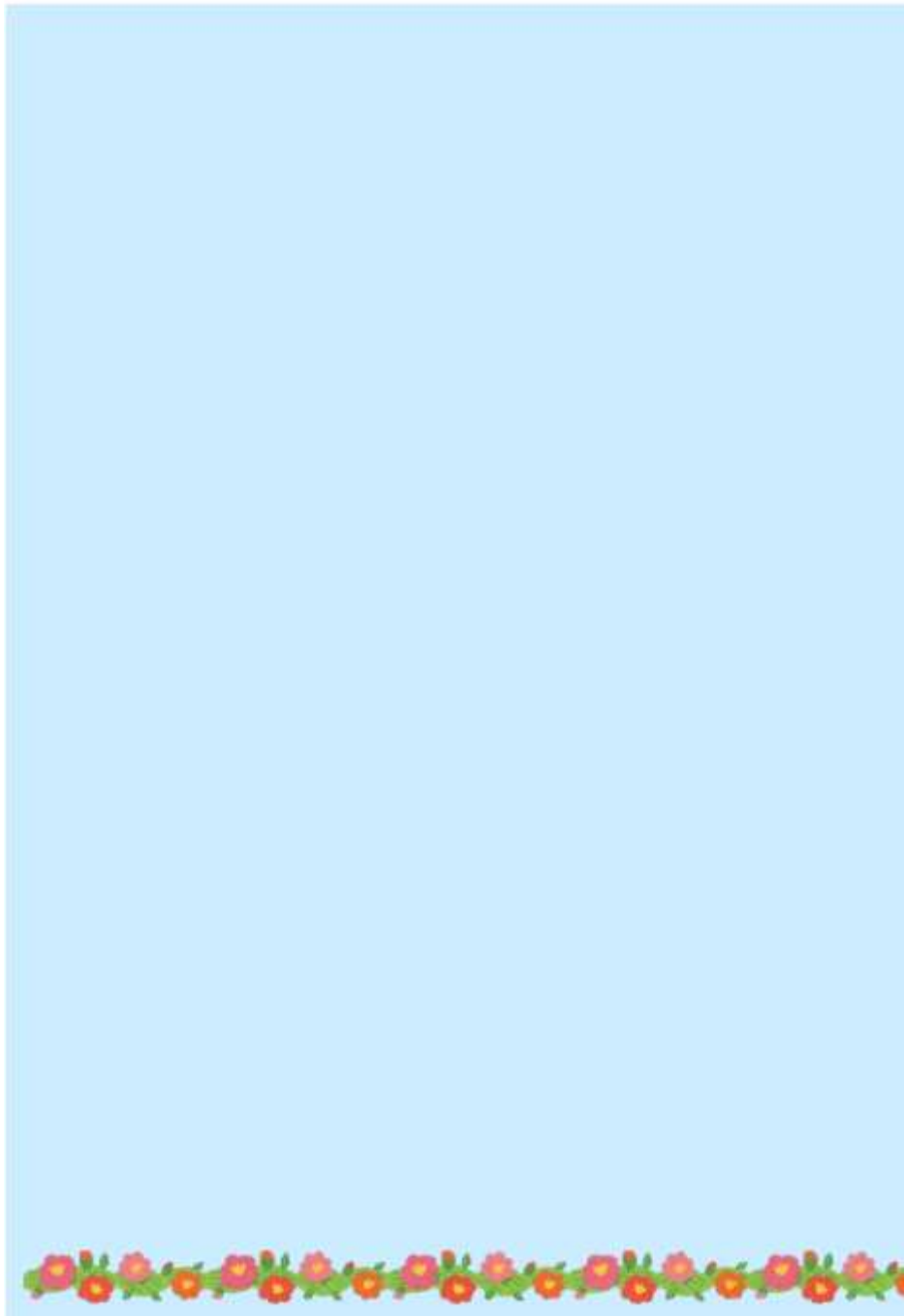
(参考)三重県内各市・町の犯罪被害者等相談窓口一覧

市町名	相談窓口	電話番号	受付時間	
津市	市民部市民交流課	059-229-3252	月～金 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15	
四日市市	市民文化部市民協働安全課	059-354-8179		
伊勢市	危機管理部危機管理課	0596-21-5524		
松阪市	環境生活部地域安全対策課	0598-53-4074		
桑名市	生活安全対策室	0594-24-1337		
鈴鹿市	危機管理部交通防犯課	059-382-9022		
名張市	市民部市民相談室	0595-63-7416		
尾鷲市	市民サービス課	0597-23-8250		
亀山市	防災安全課	0595-84-5035		
鳥羽市	総務課防災危機管理室	0599-25-1118		
熊野市	市民保険課	0597-89-4111 (内線133)		
いなべ市	総務部総務課	0594-86-7745		
志摩市	防災危機管理室	0599-44-0203		
伊賀市	住民課	0595-22-9638		
木曽岬町	危機管理課	0567-68-6101		
東員町	町民課	0594-86-2806		月～金(年末年始、祝日を除く) 8:15～17:00
菟野町	総務課安全安心対策室	059-391-1102		月～金 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
朝日町	庶務・町史編さん課	059-377-5195		
川越町	福祉課	059-366-7116		
多気町	総務課	0598-38-1111		
明和町	生活環境課(人権センター)	0596-55-3052		
大台町	総務課	0598-82-3781		
玉城町	税務住民課	0596-58-8201		
度会町	みらい安心課	0596-62-2424		
大紀町	総務企画課	0598-86-2212		
南伊勢町	防災安全課	0599-66-1704		
紀北町	危機管理課	0597-46-3114		
御浜町	総務課	05979-3-0505		
紀宝町	総務課	0735-33-0333		



この旗が目印です。

メ 毛



別添9【犯罪被害を考える集い 周知用チラシ（表面）】

入場無料
先着100名

令和5年度

犯罪被害を考える集い

「ひとりじゃないと思える三重」の実現に向けて

日時 令和5年**11月19日**(日)
13:30～16:00(13:00開場)

場所 **三重県人権センター**
多目的ホール 津市一身田大古曾693-1

対象者 犯罪被害者等支援に関心がある方、犯罪被害者等の置かれている状況について理解を深めたい方

内容 第1部 **演奏会**
三重県立久居高等学校 吹奏楽部



第2部 **講演**
「あなたが ある日突然 犯罪被害者 犯罪被害者遺族になったら」
講師 **寺輪 悟 氏** (朝日町女子中学生殺害事件被害者のご遺族)

同時
開催




「三重県交通遺児を励ます会」 ミニブースの設置



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョっとちゃん」

【集いの目的】 本イベントは、犯罪被害を受けた方やそのご家族等(犯罪被害者等)が置かれている状況および支援の必要性について県民の皆さんの理解を深め、二次被害を防止するなど、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的として開催するものであり、広く県民の皆さんのご参加を募るものです。

【共 催】 三重県／公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター

【協 力】 三重県警察

【後 援】 三重県市長会／三重県町村会／三重県商工会／日本司法支援センター(法テラス)三重地方事務所／三重県教育委員会

【犯罪被害を考える集い 周知用チラシ（裏面）】

会場案内



駐車場は会場の東向かいにございます。
 (※駐車台数【約100台】に限りがありますので、なるべく乗り合わせでお越しいただくか、公共交通機関をご利用ください。)

- ① JR 紀勢本線一身田駅から 徒歩約15分(南へ約1km)
- ② 津駅西口から 三重交通バス 夢が丘団地行き(看護大学夢が丘線)「人権センター口」バス下車。約300m

住所 三重県津市一身田大古曾693-1 三重県人権センター多目的ホール

申込先

公益社団法人 **みえ犯罪被害者総合支援センター**
 〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル2階
TEL 059-213-8211 FAX 059-227-4755
E-Mail mie-hanzai-higaisya@river.ocn.ne.jp



令和5年度「犯罪被害を考える集い」参加申込書

申 込 日	令和5年 月 日
参加者のお名前 (複数記入可) ※可能な限り、団体等もご記入お願いします。 記載例：〇〇会 会長 三重 太郎	※複数人の場合、代表者名と代表者以外の参加人数の記載をお願いします。

必要事項をご記入していただき、上記申込先まで、FAX、メール、郵送等によりお送りください。
 ※ご記入いただいた個人情報は本イベントの参加者の把握にのみ使用し、個人情報の保護に関する法律等の法令に基づいて適切に管理します。
 ※お申込みされる方は、以下の注意事項をあらかじめご承諾の上、お申し込みください。

- 【注意事項】
- ① 当日、発熱や咳等の症状があるなど体調がすぐれない場合は、ご来場をお控えください。
 - ② 当日、会場にて報道機関による取材を予定しています。
 - ③ 天候等により、やむを得ず開催を中止する場合があります。その際は、三重県ホームページでお知らせします。

三重県環境生活部くらし・交通安全課 | 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
 TEL 059-224-2664

犯罪被害を考える週間

11月25日～12月1日



私たちの身の回りでは、毎日のように事件や事故が発生しており、誰がいつ犯罪被害に遭うかわかりません。

犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族は、命を奪われる、ケガをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけでなく、被害後生じる様々な問題に苦しめられています。

もし、あなたやあなたの大切な方が犯罪被害に遭ったら・・・、一度考えてみましょう。

犯罪被害に遭うと・・・

心身の不調

感情や感覚のマヒ、無力感、自分を責める気持ち、不眠、食欲不振など



再被害への不安

加害者から再び危害を加えられることあるいは、そういったことへの恐怖や不安 など



生活上の問題

収入の途絶、転居、医療費や裁判費用等の経済的負担 など



二次被害の発生

周囲の偏見や心無い言動による精神的な苦痛 など



必要なのは、県民の皆さんの「理解」と「配慮」

犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族が平穏な生活を取り戻すためには、周りにいる私たちの寄り添う気持ちや配慮が必要です。一緒に犯罪被害者等を支える輪を広げていきましょう。

県民の皆さん行動例

- あいさつなどいつもどおり接する
- 求められたときに話し相手になる
- 困っていることがないか声をかける
- 相談窓口を紹介する



三重県

三重県環境生活部
くらし・交通安全課
犯罪被害者等支援



【犯罪被害を考える週間 チラシ（裏面）】

三重県犯罪被害者等見舞金

三重県では、犯罪被害者及びそのご遺族の経済的負担を軽減するため、以下の見舞金を給付しています。

見舞金の対象者



対象となる犯罪

- 日本国内又は日本国外にある船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪です。

故意による犯罪被害

- 殺人、強盗、傷害、強制性交等、強制わいせつ、危険運転致死傷等の故意により人を死傷させる犯罪が対象であり、自動車運転過失致死傷等の過失による犯罪は、給付の対象外です。

見舞金の給付が受けられる犯罪被害者等の資格

- 犯罪被害が発生した日において、三重県内に住所を有していた人です。
- 犯罪被害者と加害者との間に、三親等内の親族関係がある場合は、給付対象外となります。
※ただし、被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除きます。

見舞金の種類



遺族見舞金【60万円】

- 犯罪被害者の第一順位遺族が給付対象です。
- 遺族の範囲と順位
①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）②子③父母
④祖父母⑤兄弟姉妹

重傷病見舞金【20万円】

- 犯罪被害によって重傷病（療養の期間が1月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの）を負った犯罪被害者本人

精神療養見舞金【5万円】

- 特定の犯罪行為によって、精神疾患（療養の期間が3月以上で、かつ、通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの）を負った犯罪被害者本人
- 精神療養見舞金の給付対象となる犯罪行為の例
殺人未遂、強盗、強制性交等、強制わいせつ、未成年者略取、誘拐など

見舞金の申請

- 申請窓口は、三重県環境生活部くらし・交通安全課です。
- 申請についてのご相談は、みえ犯罪被害者総合支援センターでも受け付けます。

見舞金の請求期間

- 犯罪被害を知った日から1年間です。
※ただし、犯罪発生日から7年までの間

見舞金の返還

- 見舞金の受給後に給付資格がないことが判明した場合や、虚偽の申請であったことが判明した場合等は見舞金を返還していただく必要があります。

三重県犯罪被害者等支援推進計画 年次報告書（令和5年度）

令和6（2024）年10月

三重県環境生活部くらし・交通安全課

〒514-8570 津市広明町13番地

電話：059-224-2664

FAX：059-224-3069

メール：anzen@pref.mie.lg.jp

県HP：<https://www.pref.mie.lg.jp/SEIKOTU/HP/ci400015131.htm>